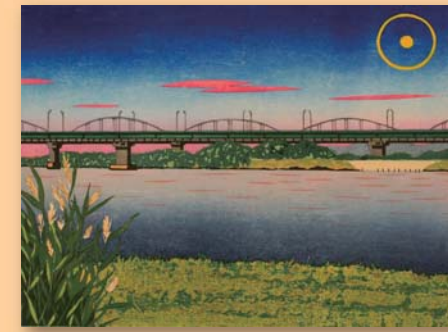


第4次枚方市総合計画 第2期基本計画

第4次枚方市総合計画

第2期基本計画



「淀川の四季」



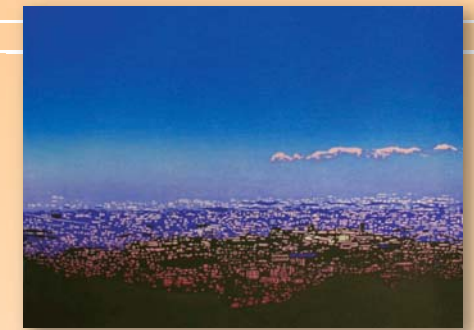
「牧野の桜」



「万年寺山の緑陰」



「山田池の月」



「国見山の展望」



「樟葉宮跡の杜」



「香里団地の並木」



「百濟寺跡の松風」

第4次枚方市総合計画 第2期基本計画

発行年月 ● 平成21年4月

発行 ● 枚方市

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1-20

Tel 072-841-1221

編集 ● 企画財政部 都市経営改革室 企画政策課

篠原奎次の木版画「枚方八景」
～現代版画による郷土・枚方の風景～

～プロフィール～

篠原奎次(しのはらけいじ)

昭和30年(1955)年枚方市生まれ。木版画
摺師・上杉桂一郎、猛に師事後、昭和60
(1985)年にアメリカへ移住。以後、アメリ
カを代表する版画家として活躍。

平成21年
枚方市

HIRAKATA CITY

平成21年
2009

ごあいさつ



本市では、21世紀におけるまちづくりの指針として、平成13年度に第4次枚方市総合計画をスタートしました。その基本構想の中で、本市のめざすまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と定め、その実現に向け、基本計画に基づいて様々な施策を進めてきたところです。

この間、市民の価値観やニーズが多様化し、めまぐるしく移り変わる社会情勢のなか、新たな法律や国の施策が展開されるなど、行政を取り巻く課題も様々で、その的確な対応が求められます。

そうしたことから、本市では今回、「市民生活の安心と安全」や「教育・子育ての充実」などを重点施策とするとともに、多様化する社会情勢を踏まえ、より実効性のあるものとするため、基本計画の改定を行いました。様々な緊急の課題に対応しながらも、「選択」と「集中」を行い、未来の枚方市のために必要な先行投資を行う都市経営の視点を持つことが重要であり、本計画では、こうした長期的な財政計画も踏まえ、枚方市のめざすべき方向性を示しています。

また、今回の改定に際しては、新しい市民参加の手法として、NPO法人や市民グループからなる「きらりひらかた市民会議」を設置し、市民グループにおける施策提案の作成や総合計画審議会委員への発表、また市民相互の意見交換を行うなどの取り組みを行ったところです。

今後も、本計画をもとに枚方市の特色を生かした取り組みをより一層推進し、多くの人に枚方に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる魅力あるまちの構築をめざしてまいります。

本計画の改定に慎重かつ熱心にご審議いただきました、枚方市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、きらりひらかた市民会議の皆様や市民意識調査及びパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、策定にご尽力いただきました関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成21年4月

枚方市長 竹内 脩

目 次

第1編 総論	1
第1章 はじめに	2
第2章 基本計画策定の前提と背景	3
第1節 本市の位置・沿革	3
第2節 本市の特性	4
第3節 人口の推移と将来推計人口	6
第4節 土地利用	9
第5節 財政	10
第6節 前基本計画の主要な取り組み	14
第7節 市民意向	19
第8節 社会状況等の変化と課題	24
第3章 基本計画の位置づけと施策体系	27
第1節 基本計画の位置づけ	27
第2節 施策体系	29
第4章 基本計画策定の基本的な考え方と進行管理	32
第1節 重点施策の基本的な考え方	32
第2節 計画の構成と分野別行政計画	34
第3節 計画の期間	36
第4節 施策の進行管理	36
第5節 基本計画の解説	38
第2編 部門別計画	39
第1章 人と自然が共生する環境保全のまち	40
第1節 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる	40
第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる	43
第3節 自然と仲よく暮らすまちをつくる	45
第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち	47
第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる	47
第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる	50
第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる	52

第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち.....	55
第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる.....	55
第2節 集客交流がひろがるまちをつくる.....	59
第3節 時代の変化に対応した産業を興す.....	62
第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち.....	65
第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる.....	65
第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる.....	68
第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち.....	72
第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む.....	72
第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる.....	76
第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる.....	78
第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち.....	81
第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する.....	81
第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る.....	84
第3節 男女の共同参画を進める.....	86
付属資料.....	89
資料1 諮問書.....	90
資料2 答申書.....	91
資料3 枚方市総合計画審議会委員名簿.....	98
資料4 枚方市総合計画審議会条例及び関係規則、規程.....	99
資料5 第4次枚方市総合計画第2期基本計画策定の経過.....	103
資料6 総合計画に係る分野別行政計画一覧.....	104
資料7 長期財政の見通し～より安定した財政運営を進めるために～.....	109
資料8 きらりひらかた市民会議.....	118
資料9 用語説明.....	122

注) 本冊子中の※については、付属資料の資料9「用語説明」をご覧ください。

第1編 総論

第1章 はじめに

総合計画は、枚方市がめざすまちの姿（将来像）を示し、その実現に向け市政全般にわたる施策の方向や主要な取り組みを定めた計画で、市のすべての計画の基礎となるものです。

本市では、めざすまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」とし、平成13年に第4次総合計画を策定しました。

この第4次総合計画は、平成27年度を目標年度とした基本構想、平成22年度を目標年度とした基本計画、及びそれを具体化する実施計画で構成されています。基本構想では、めざすまちの姿を実現するため6つの基本目標と17の基本方向を掲げ、基本計画では、その実現に向けた施策の目標や主要な施策を定め、その具体化を進めてきました。

また、基本計画については、社会経済情勢の変化などを考慮し、「計画期間の後期となる平成17年度において見直しと検証を行い、必要に応じて本計画を改定する」としていました。

これまでの基本計画の進捗状況は、各施策とも概ね順調に展開し、重点プランも概ね達成しています。しかし、今後、少子化による人口減少や市税収入などの歳入の減少が予測される厳しい状況のなか、新たな行政需要や課題に対応する必要があります。

そのため、引き続き基本構想で定めためざすまちの姿の実現に向け、これからの社会状況等の変化に対応できるように、基本計画と実施計画を見直し、第2期基本計画として策定したものです。



枚方市駅前

第2章 基本計画策定の前提と背景

第1節 本市の位置・沿革

本市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、北は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、奈良県生駒市、南は大阪府寝屋川市、交野市、西は淀川を挟んで大阪府高槻市、島本町と接しています。

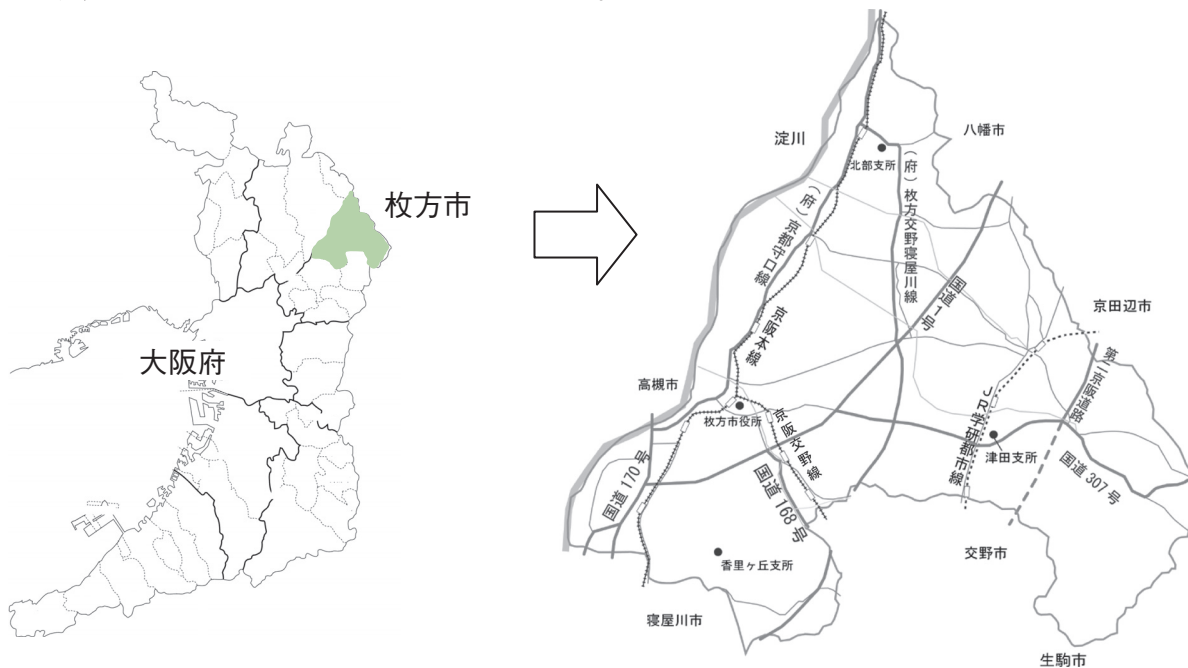
市東部は生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなし、西部は海拔 10m 前後の沖積低地で、中央の大部分は海拔 20～50m の枚方台地が占めています。この枚方台地を、船橋川、穂谷川、天野川が南東から北西に横切って淀川に流れ込んでいます。

本市は、古くは江戸時代、宿場町として、また、淀川舟運の中継港としてにぎわいをみせました。明治 43 年淀川左岸に京阪電車が開通すると、郊外型住宅地として発展しました。

その一方で、明治 29 年に竣工した陸軍の禁野火薬庫をはじめ、第 2 次世界大戦中には、枚方製造所や香里製造所なども稼働する、兵器製造のまちとなりました。

戦後の枚方は昭和 22 年 8 月 1 日に市制を施行し、昭和 30 年に津田町と合併したことで面積が 64.52k m² になりました。また、香里製造所は、当時「東洋一のマンモス団地」といわれた香里団地に姿を変えて、昭和 33 年に入居が始まりました。その後も、住宅団地や工業団地の建設が進み、平成 7 年の国勢調査では人口 40 万人を超える、府内でも 4 番目の都市へと成長し、平成 13 年には特例市^{*}に移行しました。

近年では、樟葉駅前の再開発や第二京阪道路の建設などが進められる一方、平成 14 年に市制施行 55 周年を記念して、市の鳥「カワセミ」を制定し、平成 19 年には、市制施行 60 周年を記念して、市の花「菊」に加えて「桜」を追加制定するなど、住みよい、魅力あるまちづくりを進めています。



第2節 本市の特性

1. 定住意向が高い住宅都市

本市では、「香里団地」や「くずはローズタウン」などの住宅開発により昭和40年代から大阪・京都のベッドタウンとして人口が急増し、その後も「ポエムノール北山」や「津田くにみ坂」などの大規模な開発が進みました。こうした住宅開発に伴い、生活に必要な都市基盤整備が進み、定住環境が向上したことにより、大阪府内では、多くの自治体が人口減少の傾向にあるなか、本市では、現在まで微増傾向が続いています。

2. 自然や歴史・文化などの地域資源が豊富な都市

本市は、豊かな水の流れを持つ淀川や市域を東西に流れる船橋川・穂谷川・天野川、また、生駒山系につながる東部の里山など、豊かな自然環境に恵まれています。また、鍵屋資料館周辺には、江戸時代に東海道の宿場町として栄えた歴史的な町並みが今でも残されています。他にも、特別史跡の百済寺跡や重要文化財の交野天神社本殿など、多くの歴史文化遺産があり、本市の大きな特色となっています。

これらの貴重な歴史文化遺産を後世に伝えるとともに、魅力あるまちづくりに生かそうと、市民や事業者を中心に様々な取り組みが進められています。

3. 子育てや教育の環境にめぐまれた都市

本市では、保育所の待機児童の解消を図り、多様な保育サービスを提供するとともに、親子の交流の場として、8か所に地域子育て支援拠点を設けるなど、様々な子育て支援を実施しています。また、学習環境においては、全小中学校における空気調和設備の整備やパソコンを活用した自学自習を行うとともに、放課後対策として全小学校に留守家庭児童会室を設置しています。

一方、市内には、医学や歯学、薬学、工学、語学、経営情報学など多様な専門分野の6つの大学があり、約2万人の学生が通っています。現在、こうした大学と連携してまちづくりに取り組んでいます。

4. 暮らしを支える生活関連施設を備えた都市

本市では、第2次救急病院[※]である市民病院や救命救急センター[※]である関西医科大学附属枚方病院をはじめ、各地域にも医療機関が充実し、市民の医療ニーズを支えています。

また、市民会館や生涯学習市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や総合福祉会館などの福祉施設、図書館や総合スポーツセンター、渚市民体育館、枚方公園青少年センターなどの社会教育施設が市内各地域に配置されています。これらの施設は、子育て支援や地域福祉の拠点として市民生活を支えるとともに、市民の生涯学習やスポーツ活動の場として、活用されています。

5. 発展可能な産業・商業基盤のある都市

本市には、製造業を中心とした7つの企業団地があり、現在、200社を超える企業が立地しています。特に、関西文化学術研究都市の大阪府域における文化学術研究地区の一つとして整備された津田サイエンスヒルズでは、先端技術を内外に発信する研究施設や20社を超える企業が立地しており、企業が中心となったまちづくり協議会も設立されています。こうした企業団地の他にも、ものづくりを中心とした元気な中小企業が多数あります。

一方、商業では、枚方市駅や樟葉駅周辺に大型商業施設が集積しており、他の地域では、地域密着型の商店街が形成されているなど、それぞれの特性に応じた商業活動が行われています。

6. 市民活動の活発な都市

本市では、戦後いち早く市民合唱団が誕生し、吹奏楽、オーケストラ、邦楽、演劇、人形劇などの分野でも市民団体が設立され、定期的に演奏会や発表会が開催されています。さらに、絵画や陶芸でも活発な創作活動が行われるなど、市民による幅広い文化・芸術活動が展開されています。また、環境・福祉・子育ての分野を中心にしたNPO[※]の活動や社会奉仕団体によるボランティア活動なども活発に行われています。

一方で、平成9年からは各小学校区においてコミュニティ協議会が設立され、全小学校区で行政とともに地域の安心・安全を確保するための取り組みが行われるなど、地域の課題解決に向けた幅広い活動が展開されています。

第3節 人口の推移と将来推計人口

1. 人口の推移

本市の人口は、昭和 50 年代までは大幅な増加を続けてきましたが、昭和 62 年以降は軽微な増減があるものの、微増傾向となり、平成 14 年から平成 19 年までの 5 年間では、2,848 人の増加となっています。また、周辺市の人口は、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、八幡市については減少傾向にあり、四條畷市、交野市、京田辺市、生駒市では微増傾向が続いています。

一方、世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成 17 年では世帯あたり人員は 2.60 人で昭和 55 年から 0.58 人の減となっています。これは、単独世帯や核家族世帯の増加が進んでいることが要因だと考えられます。

総人口の推移

区分	昭和 57 年	昭和 62 年	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年
人口（人）	370,195	387,631	395,497	403,531	407,198	410,046
世帯数（世帯）	100,623	126,023	135,798	146,097	155,431	165,995
世帯あたり人員（人／世帯）	3.68	3.08	2.91	2.76	2.62	2.47

※住民基本台帳及び外国人登録者の合計値を使用（各年 10 月 1 日現在）

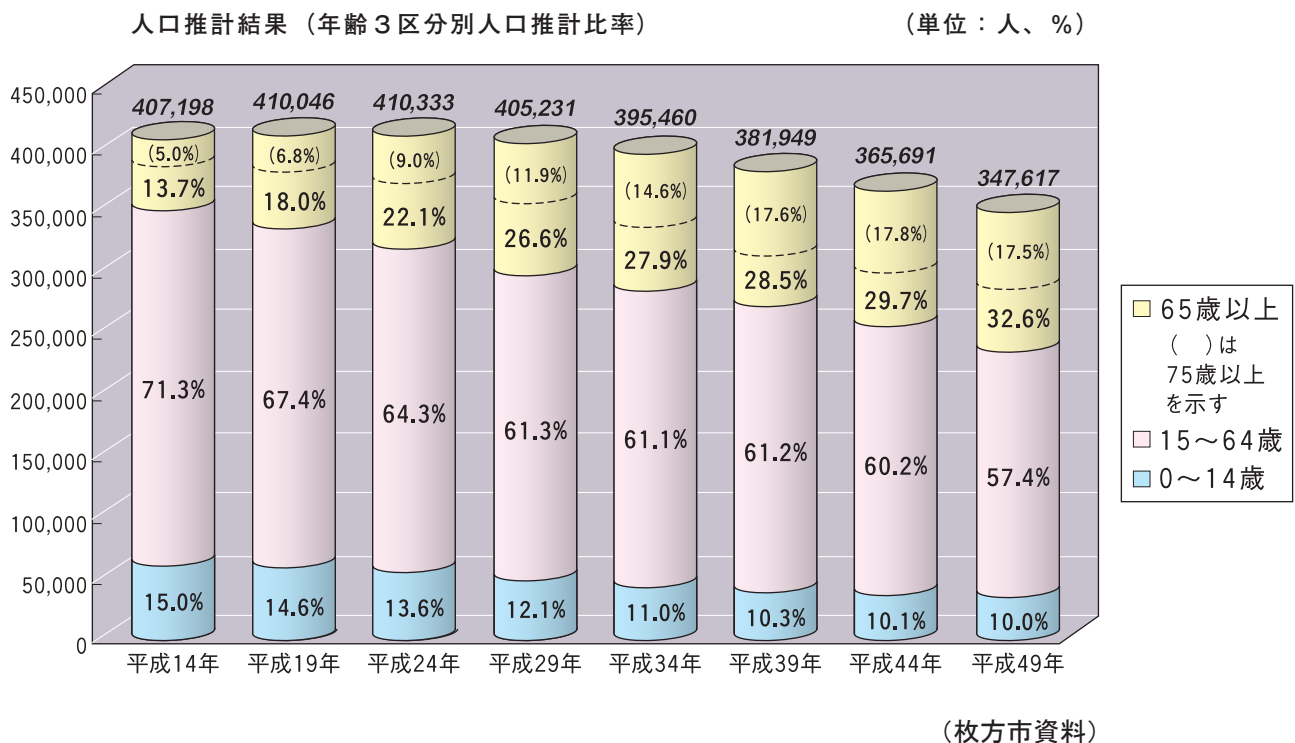
2. 将来人口推計

国の将来人口推計では、全国的に少子化による人口減少傾向が進んでいくと予測されている中で、本市の将来推計人口については、住民基本台帳人口と外国人登録者数を基に、国立社会保障・人口問題研究所においても採用されているコーホート要因法※により推計を行いました。

その結果、本市においては、平成24年までは微増傾向が続くものの、その後は減少に転じ、平成29年には約4,800人の減少となり、少子高齢化が今まで以上に進むことが予測されます。

本市の将来推計人口は、全国や大阪府の数値に比べて人口減少に転じる時期は遅くなっており、高齢化率についても大阪府内の他都市に比べ低いものとなっています。

なお、後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の比率は、15年後の平成34年には、平成19年度と比較して2倍以上の14.6%に増加しています。



3. 産業別人口

平成 17 年の国勢調査によると、産業別の就業者割合では、第 1 次産業は 0.60%と低く、第 2 次産業が 26.6%、第 3 次産業が 70.0%となっています。それぞれの内訳では、第 1 次産業は農業、第 2 次産業は製造業、第 3 次産業はサービス業、卸売・小売、飲食店の占める割合が各々高くなっています。

なお、本市の第 1 次産業から第 3 次産業までの大分類での構成割合は、大阪府と同じ傾向にあります。

産業分類別就業者数（15 才以上）の推移

産業大分類	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	人	割合 (%)	人	割合 (%)	人	割合 (%)
総数	193,467		186,230		181,368	
第 1 次産業	1,346	0.70	1,017	0.50	1,134	0.60
農業	1,335	0.69	1,005	0.50	1,128	0.60
林業	8	0.00	4	0.00	3	0.00
漁業	3	0.00	8	0.00	3	0.00
第 2 次産業	63,473	32.81	56,779	30.50	48,251	26.60
鉱業	34	0.02	33	0.00	13	0.00
建設業	17,091	8.83	15,884	8.50	14,006	7.70
製造業	46,348	23.96	40,862	21.90	34,232	18.90
第 3 次産業	125,169	64.70	124,290	66.70	127,030	70.00
電気・ガス・熱供給・水道業	1,318	0.68	1,222	0.74	820	0.50
運輸・通信業	11,591	5.99	11,743	6.30	14,154	7.80
卸売・小売業、飲食店	44,771	23.14	42,877	23.00	41,476	22.90
金融・保険業	7,750	4.01	6,168	3.30	5,378	3.00
不動産業	3,038	1.57	2,973	1.60	3,289	1.80
サービス業	49,188	25.42	52,441	28.20	54,631	30.10
公務	7,513	3.88	6,866	3.70	7,282	4.00
分類不能の産業	3,479	1.80	4,144	2.20	4,953	2.70

※国勢調査報告（各年 10 月 1 日現在）

第4節 土地利用

平成 18 年の土地利用現況をみると、市街地等の割合が 42.1%と高く、次に、田畑・山林等が 27.9%となっています。平成 12 年から平成 18 年の変化をみると、商業業務・工場地などが増加し、田畑・山林などが減少しています。

これは、住宅市街地の拡大のほか、国道 1 号などの幹線道路の沿道で、店舗などの立地が進んだことなどが、一因として挙げられます。

土地利用の現況

(単位：%)

土地利用	割合		増減 (B - A)
	平成 12 年 (A)	平成 18 年 (B)	
市街地等	41.1	42.1	1.0
公共施設	8.2	8.7	0.5
商業業務・工場地	9.2	10.8	1.6
公園・緑地等	4.3	4.3	0.0
田畑・山林等	28.9	27.9	▲1.0
その他	8.4	6.2	▲2.2

※土地利用の各項目における対象は以下のとおりである。

市街地等：一般市街地、住宅地等

公共施設：病院等の公共施設、警察署等の官公署、道路及び鉄道等

商業業務・工場地：店舗、会社事務所、銀行、製造工場及び倉庫等

公園・緑地等：運動場、遊園地、公園、緑地、墓地、神社、寺院等

田畑・山林等：水田、畑、竹林、水面等

その他：空地、資材置場、河川敷等

(枚方市資料)



枚方市域

第5節 財政

1. 財政の推移

本市の普通会計決算における実質収支^{*}は、いわゆる「バブルの崩壊」以後、急速に悪化し、平成7年度から赤字になり、平成11年度には赤字額が30億円近くにまで膨らみ、このまま推移すると財政再建準用団体^{*}に転落しかねない危機に直面しました。

そのため、財政再建緊急対応策（平成11年度策定）や第2次行政改革推進実施計画（平成13年度策定）などの全庁的な取り組みを進め、平成14年度の普通会計決算では実質収支^{*}を黒字に転換し、その後、平成19年度決算まで、6年連続で黒字を計上することができました。以下に、第1期基本計画の初年度である平成13年度以降の普通会計決算の推移を示しています。

歳入では、市税が平成9年度をピークに、景気の低迷や国の恒久的減税の実施などにより、平成17年度まで減少を続けていましたが、平成18年度、19年度は増加に転じました。

一方、歳出では、義務的経費のうち人件費や公債費については、減少してきましたが、扶助費については、増加し続けています。また、投資的経費では、第2清掃工場や火葬場などの整備のため、平成18年度、19年度に増加しました。

普通会計決算の推移

（単位：億円）

項目 \ 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入総額	1,039	1,048	1,022	1,050	1,023	1,130	1,120
市税	597	577	545	544	542	560	608
市債	58	90	93	105	71	105	95
その他	384	381	384	401	410	465	417
歳出総額	1,047	1,046	1,018	1,046	1,018	1,116	1,109
義務的経費	590	589	604	606	608	588	609
人件費	298	285	277	275	275	253	263
扶助費	156	171	197	212	218	223	234
公債費	136	133	130	119	115	112	112
投資的経費	78	84	55	87	57	160	128
その他	379	373	359	353	353	368	372
実質収支	▲10	1	2	3	4	10	9

2. 財政見通し

本市では、健全な財政運営を進めるため、平成19年3月に「長期財政の見通し」を策定しました。その中で、財政運営の基本姿勢について、収支の均衡を図りながら、弾力性のある財政構造の確立をめざすとともに、次世代の負担にも配慮する旨を定めました。この見通しは社会経済情勢の変化に応じて見直しており、ここでは、平成21年2月に作成した平成29年度までの10年間の見通しを掲載しています。

こうした「長期財政の見通し」を踏まえ、基本計画に掲げた施策を推進するため、毎年度の財政状況を見極めながら、各事業の内容や実施時期などを示した「事業計画」を策定し、事業の具体化を図ります。

<長期財政の見通しについて>

平成29年度までの収支見通しについては、現行の地方財政制度や社会保障制度などを前提にするとともに、「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」などによる行政改革の取り組みを進めることとして、試算したものです。

主な費目の見通しとその算定方法については、次のとおりです。

長期財政の見通し（付属資料7に詳細を説明しています。）

（単位：億円）

項目 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入総額	1,089	1,033	1,039	1,007	1,075	1,008	1,063	1,014	1,003	1,007
市税	598	561	551	544	529	529	529	526	529	532
市債	84	74	102	77	134	78	134	76	76	75
その他	407	398	386	386	412	401	400	412	398	400
歳出総額	1,078	1,026	1,034	1,002	1,068	1,000	1,054	1,016	1,011	1,020
義務的経費	598	589	584	581	598	574	572	584	583	588
人件費	248	236	230	220	207	200	194	200	194	192
扶助費	246	250	255	259	264	269	273	279	283	289
公債費	104	103	99	102	127	105	105	105	106	107
投資的経費	105	63	72	44	49	47	105	46	46	45
その他	375	374	378	377	421	379	377	386	382	387
実質収支	7	7	6	7	10	11	12	1	▲5	▲10

※平成20年度の数値は、平成21年1月現在の決算見込みです。また、平成22年度以降、歳入総額と歳出総額の差と実質収支が一致しないのは、枚方市構造改革アクションプラン【改定版】などによる行革効果額を実質収支に加えているためです。（枚方市資料）

(1) 歳入

○市税

市税については、現在の経済状況を踏まえ、経済成長率を平成 23 年度までは 0%、平成 24 年度以降は 1%として算出しています。また、個人市民税については、団塊の世代退職などの影響も見込んでいます。その結果、市税は、平成 24 年度までは減少し、その後は概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

○市債

総合文化施設の整備などの投資的事業に伴う起債のほか、土地開発公社の健全化を図るために発行する公共用地先行取得債を加えて算出しています。また、現行の地方財政制度に基づき、市税の減少分を補う措置として発行する臨時財政対策債も見込んでいます。

(2) 歳出

○人件費

人件費については、引き続き、職員の削減や給与の適正化を進めることで、平成 20 年度以降もおおむね減少を続けるものと見込んでいます。

○扶助費

扶助費については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」による平成 18～27 年度までの将来予測を参考に、毎年一定率の増加を見込んでいます。

○公債費

公債費については、既に発行した起債と平成 20 年度以降に発行する起債に係る元利償還金を見込んでいます。なお、平成 24 年度に公債費が増加しているのは、総合文化施設の整備に係る起債の借り換えを想定しているためです。

○投資的経費

投資的経費については、新病院の整備に係る繰出金を含め、概ね 50 億円程度を基本に算出しています。なお、平成 22 年度には土地開発公社経営健全化のための用地取得を、平成 26 年度には総合文化施設整備を想定しているため、50 億円を超える事業費となっています。

(3) 収支

歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、基本計画の期間内である平成 27 年度までは黒字を見込んでいますが、平成 28 年度以降は、赤字が見込まれることから、健全な財政運営を目指し、毎年の財政状況を見極めながら事業を進める必要があります。

<参考：財政健全化指標>

平成 20 年 4 月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、新たな財政健全化指標となる「健全化判断比率[※]」の公表が義務付けられました。

本市における普通会計決算の推移と財政健全化指標の推移は、以下のとおりです。

普通会計決算と財政健全化指標の推移

(単位：百万円、%)

区 分		年 度						
		平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
歳入決算額 A		103,935	104,792	102,180	105,014	102,320	113,029	112,036
歳出決算額 B		104,687	104,634	101,819	104,632	101,805	111,635	110,888
形式収支 C (A-B)		▲ 752	158	361	382	515	1,394	1,148
翌年度へ繰越すべき財源 D		247	88	204	106	106	352	280
実質収支 E (C-D)		▲ 999	70	157	276	409	1,042	868
単年度収支		1,491	1,069	87	119	133	633	▲ 174
経常収支比率		90.7	92.6	90.5	92.1	91.2	89.6	93.2
公債費負担比率		16.6	16.6	16.3	15.0	14.8	14.0	13.7
地方債残高		100,852	99,905	99,169	100,328	98,220	99,653	100,140
健全化判断比率	実質赤字比率 [※]							—
	連結実質赤字比率 [※]							—
	実質公債費比率 [※]					12.4	11.3	3.3
	将来負担比率 [※]							46.1

※表の「—」は、収支が黒字であるため計上されません。また、実質公債費比率は、平成 17 年度決算から新たに設けられた指標であり、平成 19 年度から算定根拠が変わっています。(枚方市資料)

第6節 前基本計画の主要な取り組み

第4次総合計画の第1期基本計画では、基本構想で定めた将来像「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」を実現するため、6つの基本目標を設定しました。そして、その具体化を図るため、実施計画を策定し、これまで様々な施策に取り組んできました。

第2期基本計画の策定にあたり、前計画の主な取り組み状況を以下のとおり、6つの基本目標ごとにまとめました。なお、現状における課題については、「今、求められていること」として、第2期基本計画の施策目標ごとに記載するとともに、前計画策定以降の新たな「社会状況等の変化と課題」についても記載しています。

(1) 人と自然が共生する環境保全のまち

資源を循環させてごみの減量化を推進するため、家庭系ごみについては、大型ごみの有料化等に取り組むとともに、ごみ減量のアクションプログラムを策定し、市民・事業者と連携・協力しながら啓発活動などに取り組みました。さらに、平成20年2月から「北河内4市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）リサイクルプラザ かざぐるま」を稼動し、ペットボトルやプラスチック製容器包装の全市域分別収集などを実施しました。また、事業系ごみについては、ごみの減量化と資源化に向けて指導・啓発を行いました。こうした取り組みにより、1人あたりの1日のごみの量は、平成12年度の867gが平成19年度末時点で778gとなり、ごみの減量化が進んでいます。また、環境負荷を抑制しながら施設の老朽化に対応するため、新たに東部清掃工場を整備し、平成20年12月から本格稼動しました。

環境保全に向けた取り組みについては、市役所の「ISO14001[※]」の認証取得や「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を行うとともに、枚方市学校版環境マネジメントシステム[※]を導入するなど、幅広い取り組みを進めてきました。さらに、中小企業事業者に対して「ISO14001」などの認証取得費用を助成する制度もスタートさせ、環境にやさしい市民の割合や企業の数が増えているところです。

「枚方市里山保全構想」や「枚方市里山保全基本計画」を策定し、これらに基づき、里山保全基金や里山保全活動補助制度を創設するとともに、森林ボランティアの育成を行うなど、里山保全活動の支援を強めてきました。

また、動植物の生息・生育環境を保全するため、啓発活動にも取り組みました。

(2) やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

快適な都市基盤の整備に向けて、下水道整備 10 か年計画を策定して公共下水道整備を進め、平成 19 年度末時点での人口普及率は 91.0%に向上しました。また、公共施設の耐震化として、市役所本庁舎や小中学校の耐震補強工事を進め、平成 19 年度末時点での小中学校の耐震化率は 64.3%になりました。さらに、既存民間建築物の耐震診断や木造住宅の耐震改修に対する補助制度もスタートさせました。

防災・防犯対策については、地域防災センターや防災機能を備えた車塚公園を整備しました。また、全小学校区に自主防災組織を結成するための支援を行うとともに、一部の校区では青色防犯パトロールの導入の支援を行いました。こうした地域や関係機関と連携した取り組みにより、1 日当たりの犯罪発生件数は、平成 12 年度末時点には 22.2 件/日であったのが平成 19 年度末時点では 16.6 件/日に減少しています。

老朽化が課題となっていた市立火葬場については、周辺環境と調和した「やすらぎの杜」として新たに整備し、平成 20 年 5 月に開設しました。

交通の円滑化については、大阪府と連携しながら、枚方東部線や枚方藤阪線、楠葉中宮線などの幹線道路について順次整備を進めるとともに、京都守口線の拡幅とあわせて、横断歩道橋の整備を行いました。また、より安全で、快適なまちづくりを進めるため、バリアフリー*化の推進として特定道路の整備、鉄道事業者に対する補助を行うとともに、牧野駅前広場の整備を進めています。

農業の振興については、営農活動に欠かせない農道・水路・ため池の補修など農業基盤の整備を進めました。また、より安全で環境に優しい農業を推進するため、「枚方市エコ農産物推進協議会」の活動を通じたエコ農産物の普及・拡大を行うとともに、あわせて、レンゲ栽培米などの地元農産物を学校給食に使用するなど地産地消にも取り組みました。

(3) 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

人が集い、魅力にあふれる中心市街地の形成に向け、枚方宿地区においては、平成 16 年度から枚方宿ジャズストリートなどを開催しており、参加人数は毎年増加し、平成 19 年度には約 3 万人が参加するなど、まちのにぎわいが高まっています。

そして、枚方宿の歴史やまちなみを観光やにぎわいに生かすため、枚方宿鍵屋資料館や万年寺山の御茶屋御殿跡地における展望広場を整備しました。

また、人と文化の交流を促進するため、平成 20 年 3 月には、韓国霊岩郡との友好都市提携の調印を行いました。

新しい東部のまちの形成については、「枚方市企業立地促進奨励金制度」を創設し、

津田サイエンスヒルズへの企業立地を促しました。さらに、国見山を中心とする里山での森林整備に取り組むとともに、「氷室地域のまちづくり構想」を策定し、市道尊延寺穂谷線や市道杉 5 号線の拡幅整備を行うなど、豊かな自然を生かした魅力あるまちづくりを進めています。

都市間交通のネットワークの整備については、平成 15 年 3 月に、第二京阪道路が、京都府域から枚方東インター間で、部分供用されました。

また、市の花である菊や桜をとおして、魅力あるまちづくりを進めるため、市民とともに菊フェスティバルや桜まつりを開催しました。

地域経済の活性化については、地域活性化支援センターを平成 17 年 4 月に開設し、ベンチャー企業^{*}やコミュニティビジネス^{*}の育成に向けた取り組みを実施しました。また、不況対策や地元経済活性化の一環として、商店街等での商品券事業の補助や企業の誘致、設備投資への助成などを行いました。

(4) 健康で心豊かな自立と共生のまち

市民病院については、平成 16 年 4 月から地方公営企業法を全部適用するとともに、医療機器の高度化などにより、安心と満足の得られる医療体制の充実に努めてきました。また、救急や子どもへの医療を特色とする市民病院の再構築に向けた基本計画を策定するとともに、医療ニーズ調査の結果も踏まえながら、新病院整備計画を策定しました。

なお、平成 18 年 1 月には、高度救命救急施設を備えた関西医科大学附属枚方病院も開設されました。

高齢者や障害者への施策については、相談・支援サービスの窓口を充実するとともに、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 2 期、第 3 期）」を策定し、街かどデイハウスの増設をはじめ、健康づくりや介護予防の取り組みなどを実施しました。介護保険ホームヘルプサービスに対する利用者満足度は、平成 12 年度の 89.3%から平成 19 年度の 90.3%に増加しています。

また、知的障害者通所授産施設の増設や知的障害者・精神障害者のグループホーム・ケアホームの継続的な整備を進め、障害者グループホーム利用者数は、平成 12 年度末時点の 47 人から平成 19 年度末時点の 190 人に増加しました。さらに、障害者就労支援として、枚方市障害者就業・生活支援準備センターを設置するなど、社会参加の支援を行っています。

人権擁護の取り組みについては、「人権尊重のまちづくり条例」を施行するとともに、DV^{*}被害の相談体制を充実するため、各関係機関との連携を密にし、情報交換や事例検討を行う連絡会議の設置や京阪奈北近隣 6 市で相互の相談窓口を整備しました。また、児童虐待については、虐待対応を含む家庭児童相談延べ件数が平成 12 年度末時

点の 3,286 件から平成 19 年度末時点の 7,331 件に増加しているなか、家庭児童相談員の増員や要保護児童対策地域協議会の設置など、虐待に対する取り組みを強化しました。

(5) ふれあい、学びあい、感動できるまち

安心して子どもを生み、育てる環境の充実をめざし、妊産婦健康診査や助産師による妊産婦・新生児訪問指導の対象者の拡充やNPOとの連携・協力による育児支援家庭訪問事業を実施するとともに、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を小学校就学前まで拡大しました。また、保育所の定員増や弾力運用による待機児童の解消を図るとともに、夜間保育や特定保育の実施、一時保育の拡大、保育所ふれあい体験事業など、多様な保育サービスの充実を図りました。

一方、地域での子育て環境を充実するため、「ファミリーポートひらかた」において、ショートステイ・トワイライトステイ事業や 24 時間電話相談事業を実施しました。さらに、図書館などにおいて、本とのふれあいを通じて、親子が交流できる場を提供するふれあいルーム事業などを実施しました。また、幼稚園では、園庭開放や未就園児親子教室などが行われ、幼児教育センター的役割を果たしています。

児童・生徒の学ぶよろこびを育み、生きる力を養うために、児童・生徒の豊かな心を育む「心を育てる教育」を進めるとともに、いじめや不登校への対策、特別支援教育^{*}コーディネーターの派遣、さらには、特区制度を活用した小中一貫の英語教育を実施するとともに、児童・生徒の基礎学力の向上をめざし、パソコンを活用した放課後学習を進めています。

また、学習環境の充実に向けて、全学校園における空気調和設備の整備と校庭の芝生化やみどりのカーテン事業を実施するとともに、小中学校のトイレ改修を実施しています。さらに、平成 14 年度からは、ふれ愛フリースクエアを実施し、全小学校区で地域と連携した児童健全育成活動を行っています。

市民の芸術・文化活動を支援するため、平成 17 年 4 月にくずはアートギャラリーを開設するとともに、子どもを対象とした芸術文化活動に対する助成制度の創設などを行いました。また、歴史分野の取り組みとして、継体天皇の即位 1500 年を記念して歴史フォーラムや講演会などを実施しました。平成 20 年 7 月には、旧田中家鋳物民俗資料館に鋳物や民俗工芸品の創作ができる体験工房を開設しました。

(6) みんなでつくる分権・市民参加のまち

市民参加によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティが自主的に地域の特性や個性を生かしたまちづくりを支援する制度を創設するとともに、ボランティア団体との協働^{*}によるまち美化活動やNPOが主体となる子育て支援の取り組みなどを実施しました。

さらに、NPO・ボランティア団体の活動拠点となる「ひらかたNPOセンター」をサプリ村野に設置するとともに、元北牧野小学校跡地に「市民交流センター」を平成19年5月に開設するなど、市民活動の活性化に向けた支援を行い、市内で活動しているNPO・ボランティアの登録団体数は、平成12年度末時点の76団体から平成19年度末時点の279団体に増加しています。

また、枚方宿地区では「まちづくり協議会」との協働により、「町家情報バンク」を設立するとともに、平成19年度からは同協議会が中心となって「五六市」が開催されています。

一方、厳しい財政状況のなか、効率的・効果的な行政運営を進めるため、平成12年度から事務事業評価制度を導入するとともに、平成17年には「構造改革に関する3つの基本方針」を策定し、その具体化に向けて「枚方市構造改革アクションプラン」を策定しました。さらに、平成20年10月には、新たな課題も追加した同アクションプランの改定版を作成し、各課題の取り組みを進めています。

男女共同参画を推進するため、「枚方市男女共同参画計画第3次アクションプログラム」を策定するとともに、メセナひらかた“ウィル”での啓発・学習・相談事業などを実施しました。現在、「男女共同参画推進条例」の制定に向けた取り組みを進めています。

第7節 市民意向

第2期基本計画の策定にあたって、平成18年度に市民意識調査、学生アンケート、事業者・NPOアンケートを実施しました。

その結果から、市民意識調査では約8割が永住意向を、事業者・NPOアンケートでは、約9割が事業継続の意向を示している一方で、「余暇を楽しむ場所」や「文化・スポーツ施設」を必要とする意向が高くなっています。

学生アンケートでは、「勉強しやすい環境の整備」や「教師の指導力の向上」が重要視されており、まちの魅力を高めるためには、「若者が楽しめる場所」を必要とする意向が高くなっています。

事業者・NPOアンケートでは、事業・活動を拡大するために「道路整備」や「資金融資などの支援」を必要とする意向が高くなっています。

各調査結果の概要

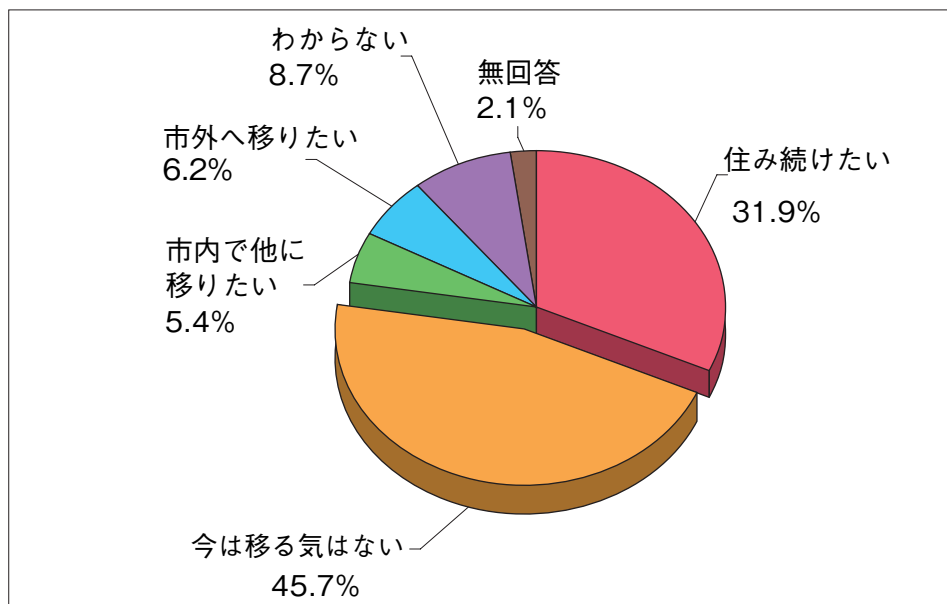
1. 市民意識調査

市内に在住する満20歳以上の5,000人を対象に実施(回答:2,865人、回答率57.3%)しました。

○約8割の市民が永住意向を示す

本市での永住意向を見ると、「住み続けたい」、「今は移る気がない」、「市内で他に移りたい」を合わせると83.0%となっており、前回調査(平成15年度調査)より3.5ポイント上昇しています。

市への永住意向



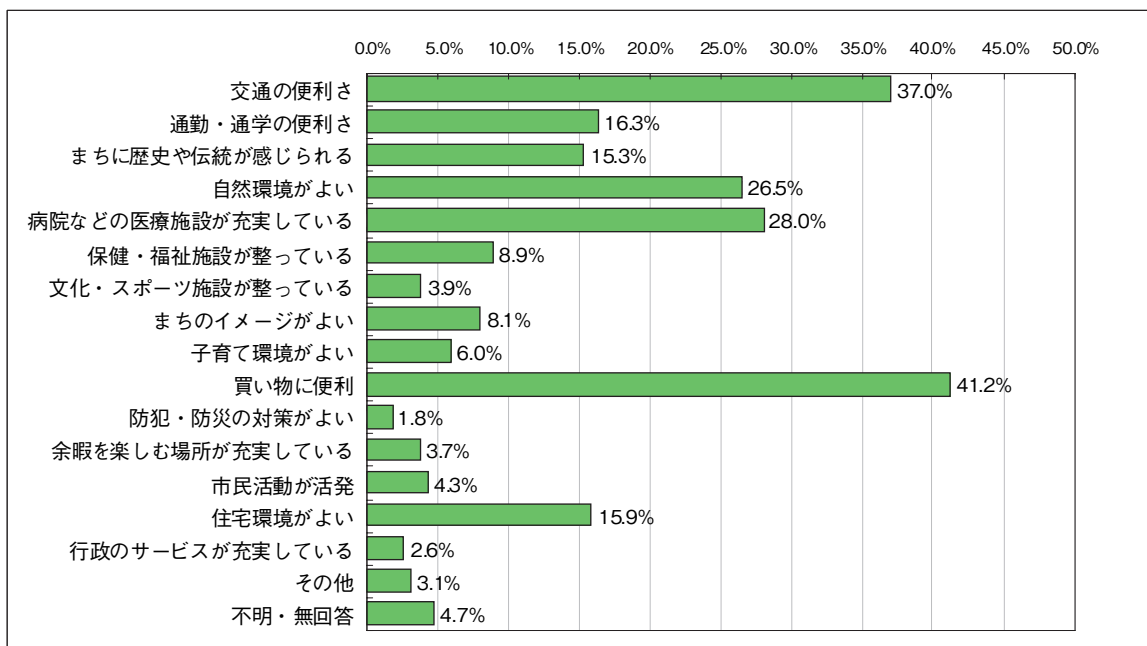
○本市の好きなところは、買い物の便利さ。

よくないところは、余暇を楽しむ場所の不足。

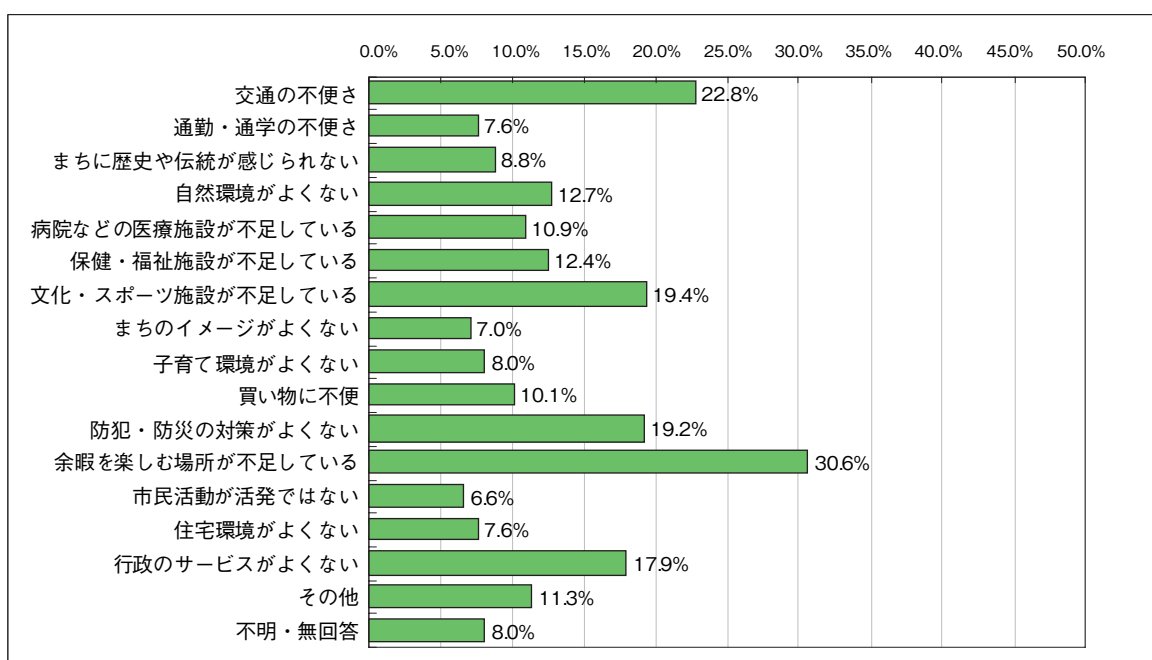
本市の好きなところとしては、「買い物に便利」が41.2%で最も高く、次に「交通の便利さ」、「自然環境がよい」が高くなっています。また、よくないところとしては、「余暇を楽しむ場所が不足」が30.6%で最も高く、次に「交通の不便さ」、「文化・スポーツ施設が不足している」が高くなっています。

なお、「交通の不便さ」については、特に、東部地域で高くなっています。

市の好きなところ・誇れるところ



市のよくないところ・改善すべきところ



2. 学生アンケート

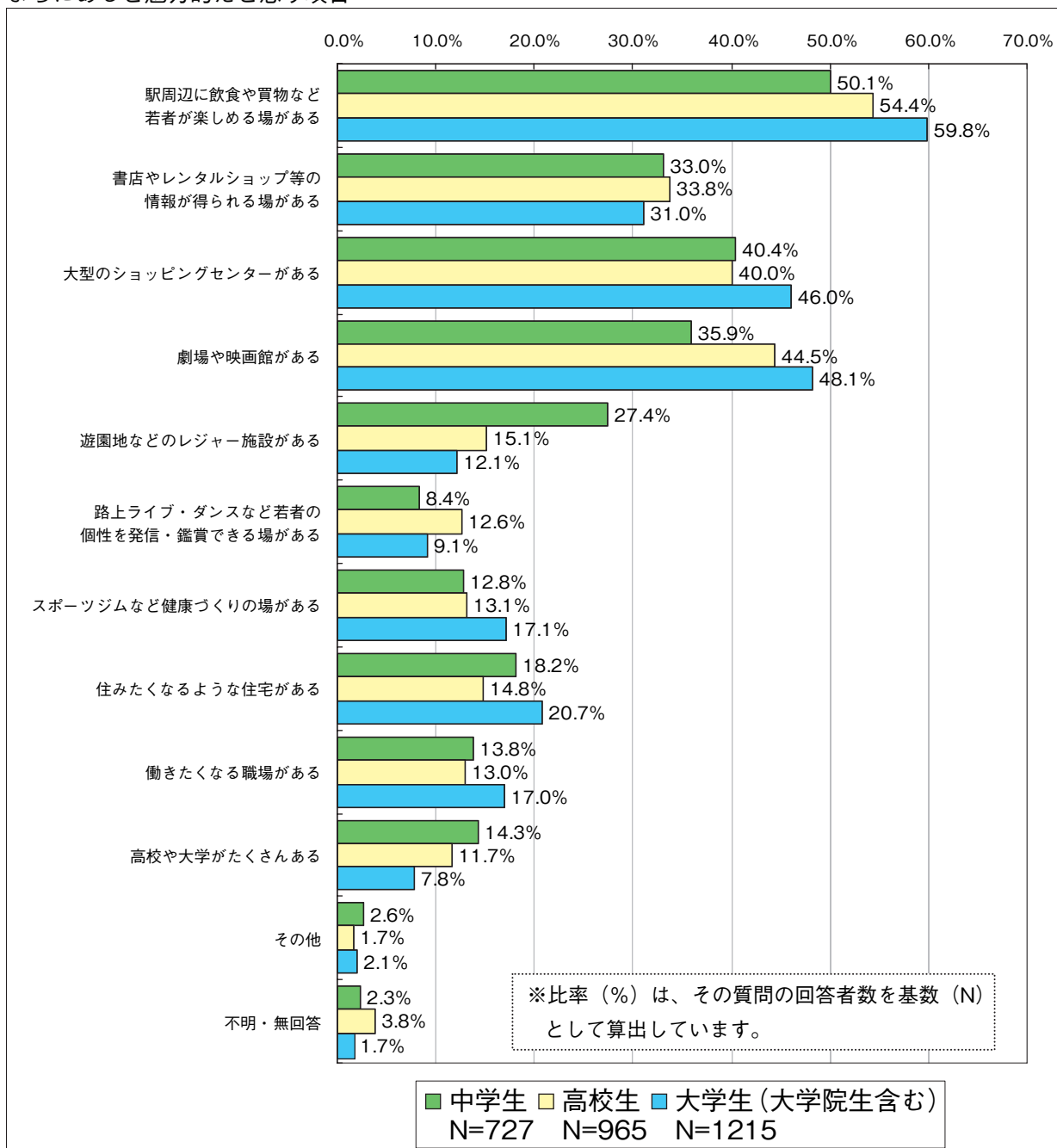
6つの大学の生徒・学生 3,514人及び9つの高等学校、市内の21の中学校を対象に実施（回答：2,985人、回答率：84.9%）しました。

<大学生・高校生>

○まちの魅力は、若者が楽しめる場所があること

まちにあると魅力的だと思うものとして大学生・高校生ともに、「駅周辺に飲食や買物など若者が楽しめる場がある」とする比率が最も高く、次に「大型のショッピングセンターがある」、「劇場や映画館がある」といった施設に関する比率が高くなっています。

まちにあると魅力的だと思う項目

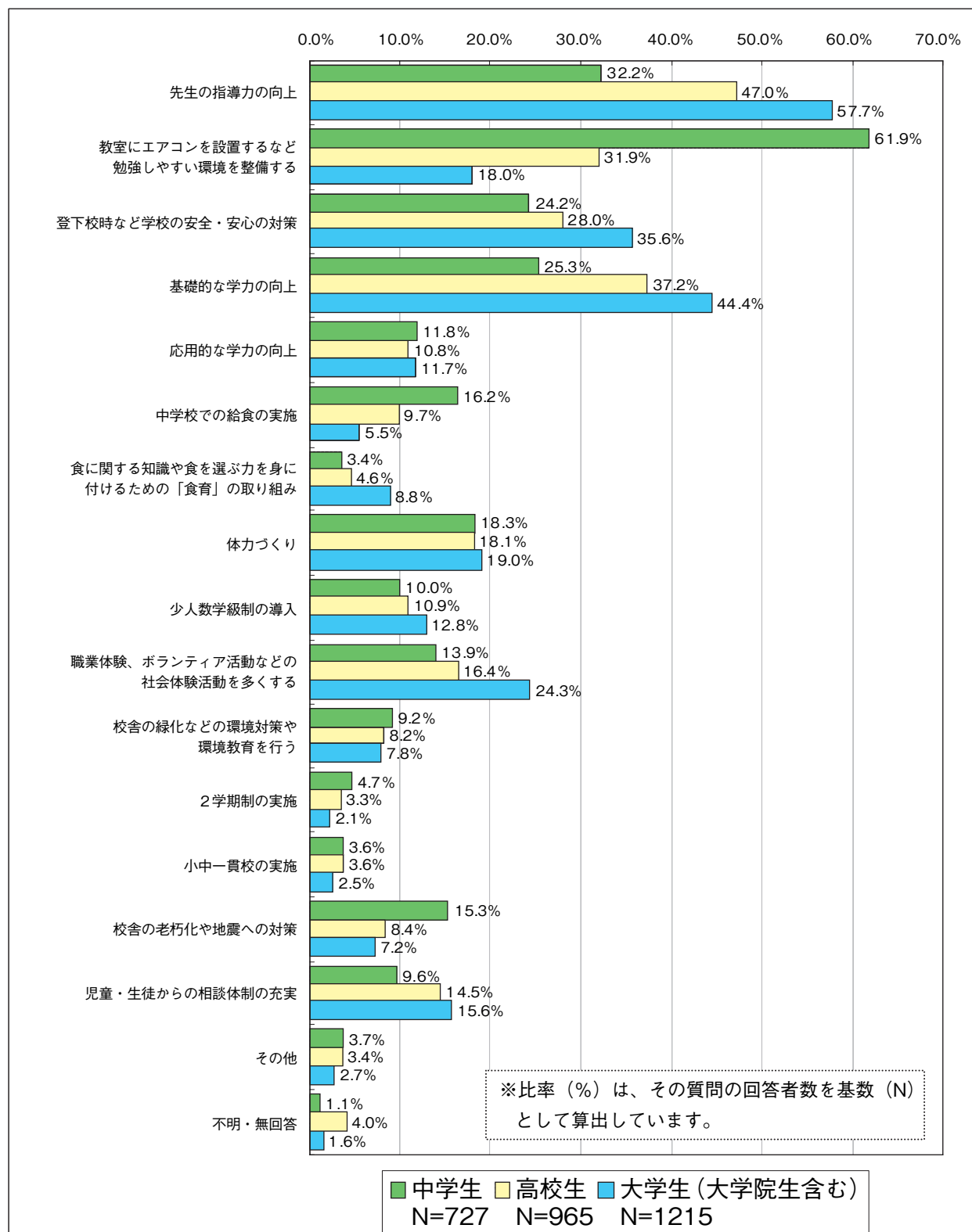


<中学生>

○勉強しやすい環境の整備が重要

小学校や中学校を良くするための重要性について中学生では、「教室にエアコンを設置するなど勉強しやすい環境を整備する」が61.9%で最も高く、次に「先生の指導力の向上」、「基礎的な学力の向上」となっています。

小学校や中学校を良くするための重要性



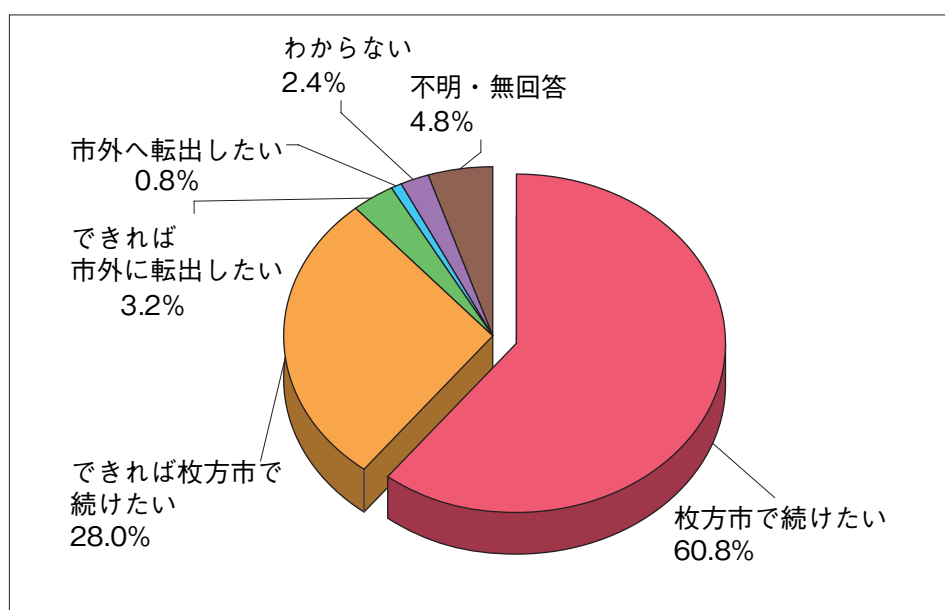
3. 事業者・NPOアンケート

市内で事業・活動を行っている事業者（200社）、NPO法人（86法人）を対象に実施（回答125件、回答率：43.7%）しました。

○約9割が市内で事業・活動を継続したい意向

本市での将来の事業・活動の意向については、「枚方市で続けたい」が60.8%で最も高く、「できれば枚方市で続けたい」の28.0%と合わせると、約9割が継続の意向をもっています。

将来の事業・活動の意向



○事業・活動を拡大・成長していくためには、道路整備等が必要

事業・活動を拡大・成長していくために必要な施策としては、「交通渋滞解消のための道路の整備」が40%で最も高く、次に「資金融資などによる事業・活動の支援」が高くなっています。

第8節 社会状況等の変化と課題

○人口減少と少子高齢社会への対応

わが国の総人口は平成 17 年から減少に転じ、今後 10 年間で 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。今後、こうした少子高齢社会の進行は、社会保障制度をはじめとして、社会全体に多大な影響と変化を及ぼすことが想定されます。このような時代を迎え、今後も着実な行財政運営を行っていくためには、公の役割と責任を明らかにしたうえで、さらなる行政経営の効率化を進めるとともに、地域経済の活性化を図るなど、活力を生み出すまちづくりが求められています。

○地震や豪雨などの自然災害への備えなど、安心・安全への対策

平成 7 年の阪神・淡路大震災をはじめ、近年、各地で相次ぐ地震や台風などにより、人々の生命や財産は大きな被害を受けてきました。特に、最近では、集中豪雨による浸水被害や凶悪な犯罪が相次ぐなど、安心・安全を脅かす事象が増えてきています。このようなことから、全小学校区に設置された自主防災組織を中心とした防災訓練の強化など、減災をめざした取り組みが求められています。また、災害や犯罪、交通事故などを防止し、より安心・安全な地域社会としていくためには、市民や事業者との協働による取り組みがますます重要となっています。

○市民生活のセーフティーネットの構築

医療を取り巻く環境については、産科や小児科などにおける医師不足をはじめ、救急搬送の受け入れなどが大きな社会問題となっています。このような状況のなか、小児科を含めた救急医療提供体制や産科の充実など、市民生活の安心・安全を支える医療環境が求められています。また、介護保険制度や障害者自立支援法などの制度の利用状況や課題を踏まえながら、介護を必要とする高齢者や障害者を支援する必要があります。

児童虐待や食の安全を脅かす事件、お年寄りを狙った悪徳商法などによる被害が数多く生じているなか、すべての人がいつでも、安心して暮らせるセーフティーネットの充実が求められています。

○子どもの学ぶ力と夢を実現する力を育む

これからの学校教育においては、教師の指導力を含めた教育の質の向上を図り、児童・生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実が求められています。また、子どもたちが芸術、スポーツなどの分野で活躍しているプロと出会う機会や国内外の友好交流都市などの子どもたちと出会う機会を設けることで、子どもの夢を育む機会を創出していくことも必要です。

○地球温暖化防止など、環境問題への対応

地球温暖化^{*}やオゾン層^{*}の破壊、酸性雨^{*}などの環境問題は、地球規模で広がっており、深刻な課題となっています。このような状況の中で、美しく豊かな地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくためには、日常生活において市民・事業者とともに、廃棄物の減量やリサイクル・省資源・省エネルギーの推進など、地球温暖化防止のための幅広い取り組みを進め、持続可能な低炭素社会^{*}の実現をめざしていく必要があります。

○企業の立地促進などによる雇用対策や地域経済の活性化

わが国の経済は、少子化による人口減少や金融・経済活動のグローバル化、国際競争の激化などの大きな構造的変化に加えて、世界的な経済不況や円高による影響で、先行き不透明な状況となっています。特に、大阪府内における雇用状況や中小企業の業況は全国的にも厳しい状況にあり、本市においては、地域経済の活性化に向け、企業の立地促進や経営安定、雇用の確保を図ることが非常に重要です。

○地方分権の進展と都市経営の視点

平成 18 年に「地方分権改革推進法」が成立し、現在、国においては、国と地方の役割分担の見直しや条例制定権の拡大、地方の税財政基盤の確立などを目標にした第 2 期地方分権改革に向けた検討が進められています。こうしたことを踏まえて、自治体においても、地方分権時代に対応した自治都市の確立に向け、都市経営の視点を持ってさらなる行政経営の効率化を進め、安定した行財政運営を着実に進めることが求められています。

○NPOや市民によるまちづくり活動への支援

少子高齢社会の進展をはじめとする社会構造の変化や環境問題の深刻化、また、市民ニーズの多様化により、福祉や環境、教育、防災や防犯など、幅広い分野において、行政だけでは解決できない様々な課題が生じています。

このような地域社会で生じている様々な公共的課題に対応するため、地域コミュニティの自主的な取り組みやNPOの活動に対する支援や、行政との連携・協力した取り組みが求められています。

○憩いと潤いのあるまちづくり

本市では、市の花である菊や桜が市内の随所で見られ、山田池公園の花菖蒲やあじさい、香里団地のケヤキやイチョウの並木など、四季折々に様々な花木に出会うことができます。また、市民を中心とした音楽活動も盛んで、恒例となっている子どもミュージカルや枚方宿ジャズストリートは毎年、好評を博しており、市民団体の合唱や地元音楽家によるコンサートも開催されています。

多くの人に「住みたい、住み続けたいまち」と感じてもらえるようなまちを実現していくためには、こうした花や音楽を通して、市民生活に憩いと潤い、安らぎを与えるまちづくりを進め、その魅力を積極的に発信していくことが必要です。



香里団地のケヤキ通り

第3章 基本計画の位置づけと施策体系

第1節 基本計画の位置づけ

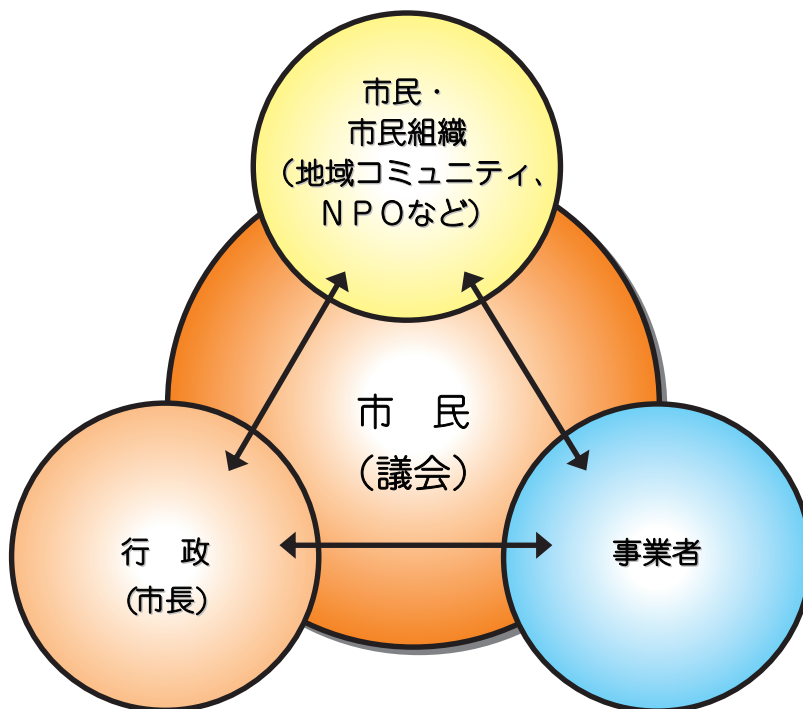
基本計画は、基本構想で定めためざすまちの姿と6つの基本目標を実現するため、施策の方向や目標等を体系的、総合的に明らかにするものです。

1. 基本計画の実現主体

この基本計画は、市民や地域コミュニティ・NPOなど様々な市民組織、事業者、そして行政がともに考え、行動して、実現することをめざすもので、計画の実現主体は、「枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）」です。私たちは、本市にかかわるすべての人と関係機関との協働により、計画の実現を図ります。

【総合計画を実現する主体】

枚方市に住み・働き・学ぶすべての人々（私たち）

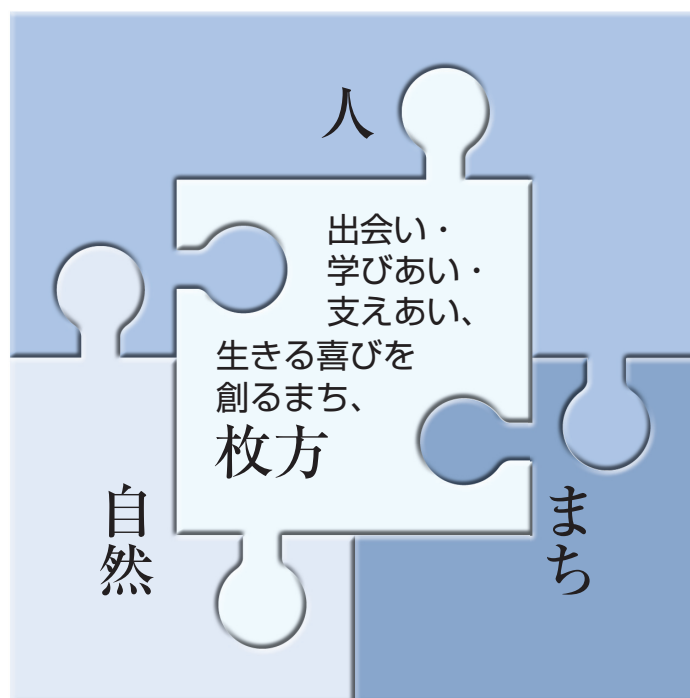


2. 枚方市がめざすまちの姿

私たちのまち・枚方の持続的な発展と市民生活の向上を実現するためには、先人が培ってきた地域の歴史や文化を愛し、お互いを尊重し、支え合う社会を育むとともに、自然環境の恵みを次世代へ受け継ぐことが求められています。また、常に新たな価値の創造に努め、生き生きとした輝きを発し続けることが必要です。

人と人、人と自然、人とまちの豊かな関わり合いの中で、そうした営みを積み重ね、心ときめく魅力あるまちをつくることは、私たちのめざすまちの将来の像であり、また、私たちの日々の行動指針でもあります。

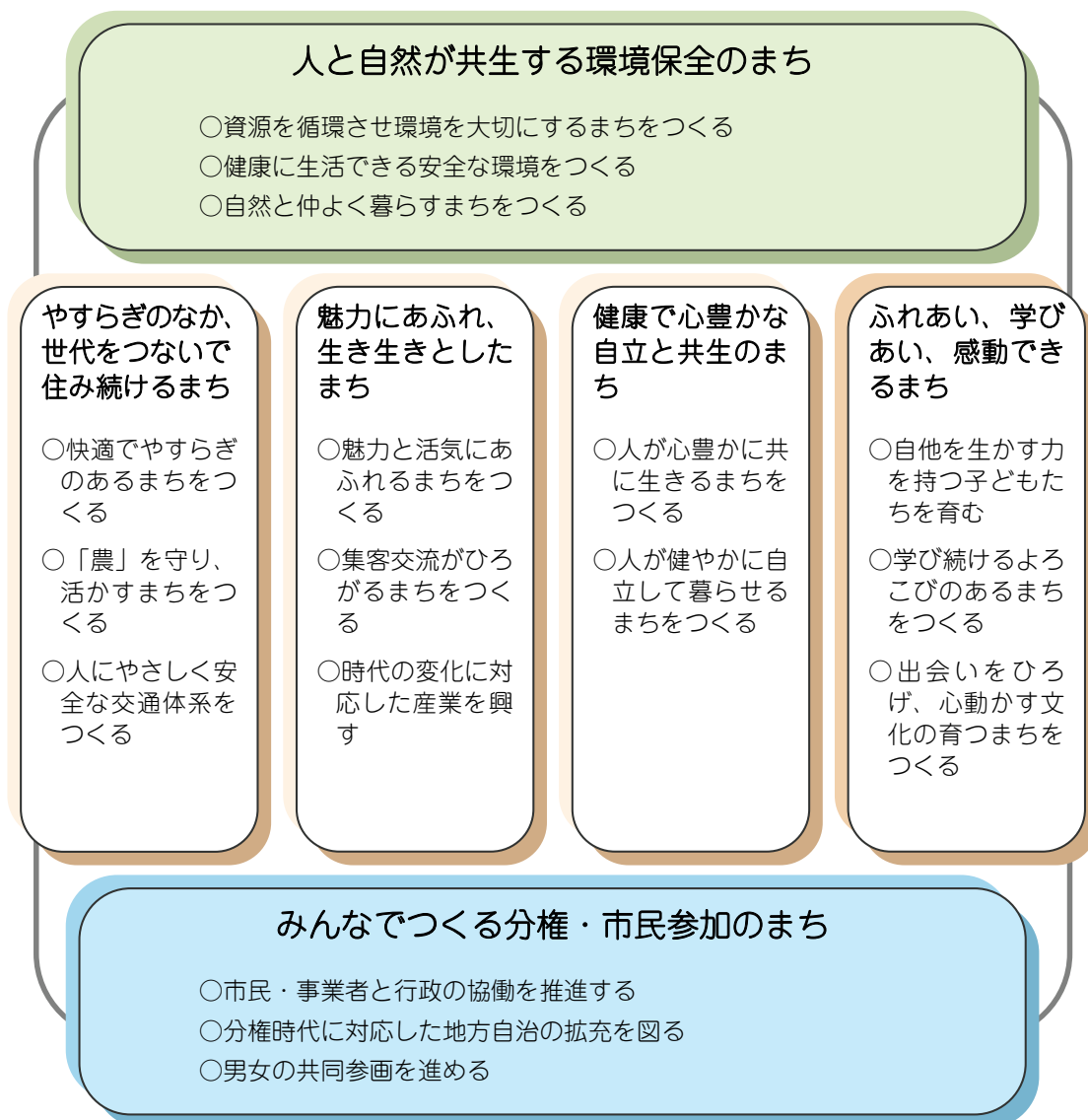
そこで基本構想では、私たちがめざす「まちの姿」を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と定めています。



第2節 施策体系

基本計画は、基本構想で定めた以下の「まちづくりの基本目標」と「取り組みの基本方向」（以下「基本方向」という。）に基づいて、施策を体系化しています。さらに、基本方向ごとに施策目標を定めています。

【まちづくりの基本目標と取り組みの基本方向】



第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

第1節 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる

1. 地球温暖化対策に取り組む
2. ごみの発生を抑制し、資源を循環させてごみを減らす
3. 環境保全を進めるための活動を広げる

第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる

1. 清らかな水を確保する
2. 良好な生活環境を確保する

第3節 自然と仲良く暮らすまちをつくる

1. 自然空間と生態系を守る
2. 人と自然との共生を図る

第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる

1. 安全で快適なまちをつくる
2. 美しいまち並みをつくる
3. まちの安心・安全を高める

第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる

1. 「農」を守り、活かす
2. 「農」とのふれあいを促進する

第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる

1. 交通の流れを円滑にする
2. 安心して歩けるまちをつくる
3. 環境を大切にした交通体系をつくる

第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる

1. 人が集い、魅力と活力あふれる中心市街地をつくる
2. 東部地域の魅力を高める
3. 都市間の交通ネットワークを整備する
4. 活力ある学園都市をつくる

第2節 集客交流がひろがるまちをつくる

1. 人と情報の交流を促進する
2. 文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす
3. 花と音楽を生かしたまちづくりを進める

第3節 時代の変化に対応した産業を興す

1. 市内産業の高度化・活性化を図る
2. 地域に根ざした産業を育成する
3. 雇用の確保と労働環境等の改善を進める

第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる

1. 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する
2. 差別や暴力をなくし、人権を尊重する
3. 地域における支えあいの輪をひろげる

第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

1. 市民の健康づくりを支援する
2. 生命を支える医療体制を強化する
3. 自立を支える
4. 社会参加を促進する

第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

1. 乳幼児の健やかな成長を支える
2. 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う
3. 子どもたちが学ぶ環境を整える
4. 子どもたちを育む環境を整える

第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる

1. 生涯学習を推進する
2. 地域における情報活用環境を高める

第3節 出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる

1. 芸術・文化活動の活性化を図る
2. 市民スポーツ活動の活性化を図る
3. 歴史文化遺産を保存し、活用する

第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する

1. 情報の共有化を進める
2. 市民参加のまちづくりを進める
3. 市民のまちづくり活動を促進する

第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る

1. 行政経営の効率化を推進する
2. 広域的な自治体間の連携を強化する

第3節 男女の共同参画を進める

1. あらゆる社会活動への男女共同参画を進める
2. 政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める

第4章 基本計画策定の基本的な考え方と進行管理

第1節 重点施策の基本的な考え方

この基本計画は、これまでの基本計画の進捗や社会状況等の変化、市民意向などの状況を踏まえ、今後、どのような施策に重点的に取り組む必要があるのかについて、次の考え方を基本に策定しました。

住みたい・住み続けたいまちへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

人口減少・少子高齢社会の進展により、市税収入などの歳入の減少が予測される一方で、社会保障費などの歳出の増加などが見込まれ、現在の社会保障制度では国民負担がさらに高くなっていくことが危惧されます。このような状況のなか、めざすまちの姿の実現に向け、より多くの人に「住みたい、住み続けたい」と感じてもらえる「自治都市・枚方」の構築に向けたまちづくりを進めるためには、堅実な財政運営のもとで、着実に市政運営を行う必要があります。

地方分権が進むなか、「自治都市・枚方」の実現に向けて、さらなる行政経営の効率化を図りながら、地域経済の活性化などにより活力を高めるとともに、人が憩いや潤いを感じることができるような魅力あるまちづくりを進めます。

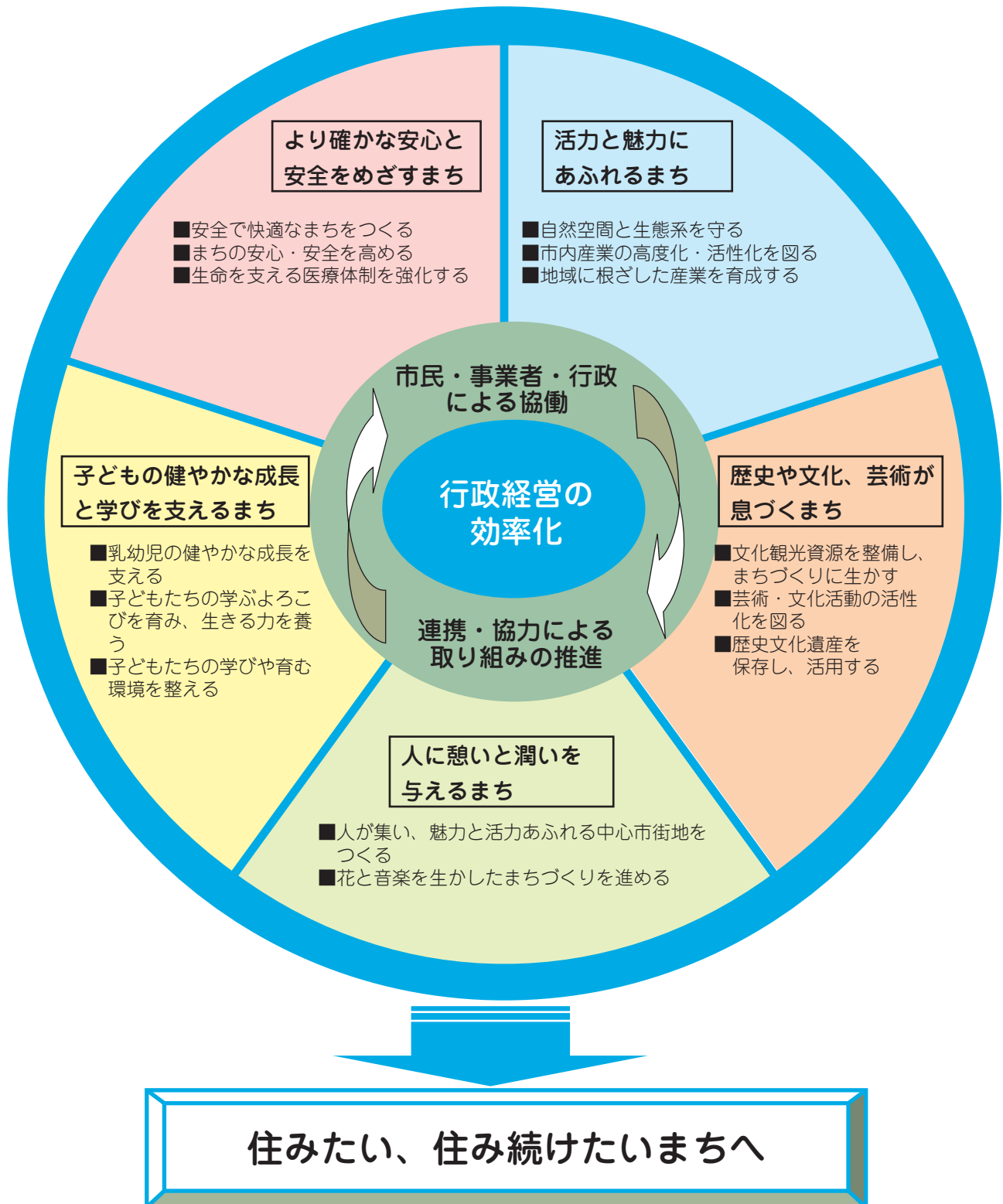
そうしたまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割と責任を担うとともに、連携・協力して取り組みを推進します。

<重点施策の方向>

「住みたい、住み続けたいまち」の実現をめざして、次の5つの重点施策の方向を定め、この基本計画の期間において、重点的に取り組む施策目標を明確にします。

1. より確かな安心と安全をめざすまち
2. 活力と魅力にあふれるまち
3. 子どもの健やかな成長と学びを支えるまち
4. 歴史や文化、芸術が息づくまち
5. 人に憩いと潤いを与えるまち

重点施策の方向と施策目標



第2節 計画の構成と分野別行政計画

従来の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3階層で構成していました。

施策目標の具体化を図ることを目的とした「実施計画」は、計画期間が3年であるため、地方財政制度の変化が著しいなか、毎年の収支状況の見極めが難しく、年度ごとの事業の詳細を定めることは困難な状況でした。

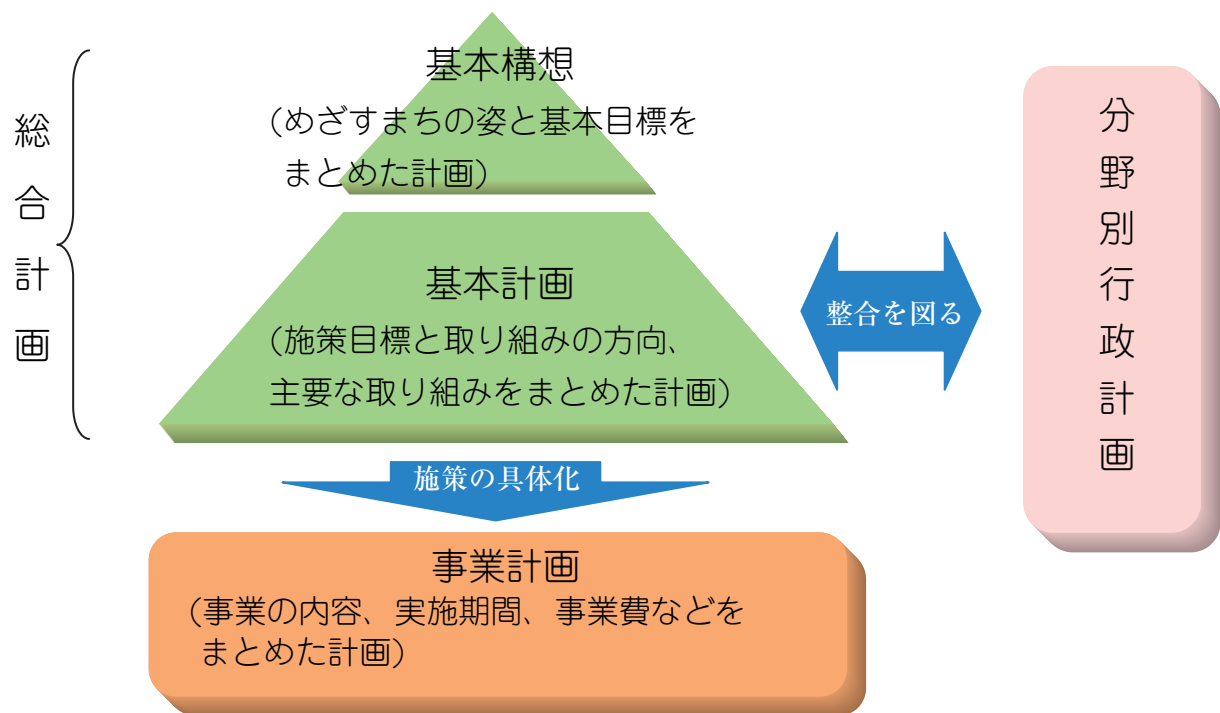
そこで、この基本計画では長期財政見通しを踏まえた施策目標を定めることとし、その具体化については、毎年の財政状況等を踏まえた「事業計画」として策定することで、「基本計画」と「事業計画」の連携を強め、より実効性のある計画へ機能を高めていきます。

そのため、これまでの「基本計画」と「実施計画」を統合し、新しい総合計画では、「基本構想」と「基本計画」の2階層とします。

また、本市では、社会状況等の変化や多様な市民ニーズに対応するため、健康・福祉など様々な分野別の行政計画を策定しています。これらの分野別行政計画は、本市がめざすべき方向性やそれを実現するための施策及びその体系を示しています。

施策の推進に際しては、「基本計画」とこれらの「分野別行政計画」との整合性を図りながら、環境、安心・安全、都市基盤、産業、歴史・文化、人権、健康、福祉、子育て、教育などの各行政分野における主要な施策について、総合的・一体的に取り組むことで、より効率的で効果的な施策の展開をめざします。

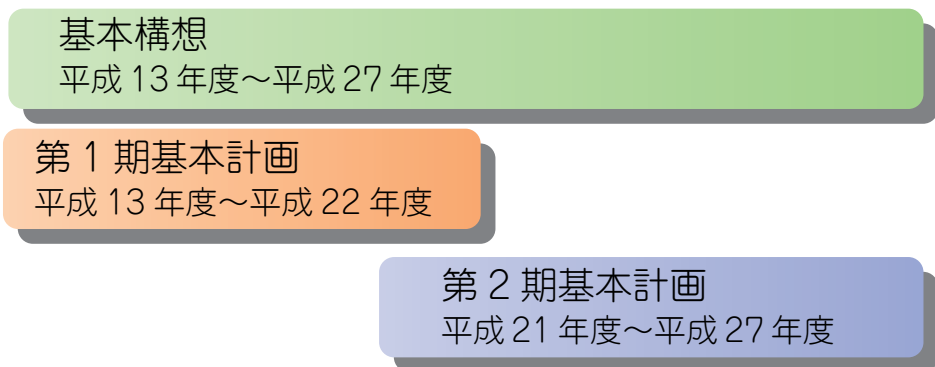
【総合計画の構成】



総合計画	基本構想	めざすまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」とし、その実現のための6つの基本目標と17の基本方向を定め、平成27年度を目標年度としています。
	基本計画	基本構想の具体化を図るために、施策目標、施策の方向等を体系的に示すとともに、施策目標の具体化を図るために、主要な施策などを明らかにし、平成21年度から平成27年度を計画期間としています。
施策の具体化		
	事業計画	施策を具体化するため、毎年度、財政状況等を踏まえて、事業の内容、実施期間、事業費などをまとめた計画を作成します。

第3節 計画の期間

この計画は、基本構想の期間にあわせて、平成 27 年度までの 7 年計画とします。
また、計画期間の中間年となる平成 24 年度においてその進捗や課題の検証を行い、必要に応じて基本計画を改定します。



第4節 施策の進行管理

施策評価の仕組み

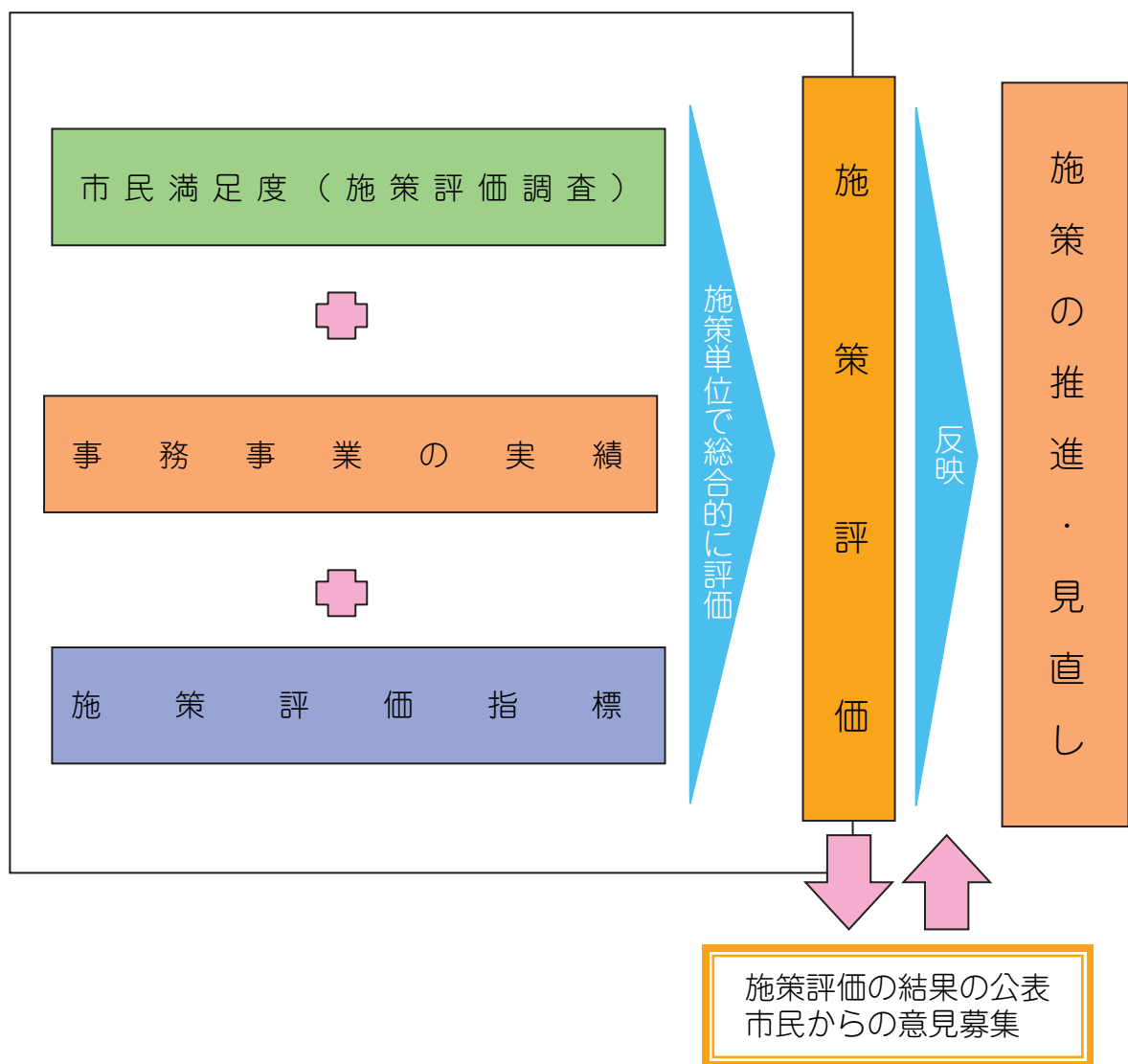
健全な行財政運営を継続しながら効果的な施策を展開していくためには、市民・事業者・行政が連携・協力して、施策を推進するとともにその進行を管理し、適切に評価することが重要です。

この計画の進行管理は、施策評価を基に行います。施策評価では、施策評価調査による「市民満足度」の結果を基に、「事務事業の実績」や「施策評価指標」も活用しながら、施策単位で総合的な評価を行います。施策評価の結果については、市民からの意見もお聞きしながら、より効率的で効果的な施策の推進や見直しに反映します。

また、市民参加による施策評価の仕組みについても検討するとともに、事務事業評価を含めた行政評価制度の再構築を図っていきます。

市民満足度 (施策評価調査)	市民の視点による評価とするため、施策評価調査などを実施して、市民から見た施策の重要度と施策目標に対する市民の満足度を把握します。
事務事業の実績	施策目標に対する各事務事業の貢献度や重要度から各施策目標の主要な取り組みとなる事務事業を設定し、これらの実績を把握します。
施策評価指標	施策評価指標は、施策の達成度を把握するための指標で、施策に関連する分野別行政計画で設定した目標数値や事務事業の関係指標などで構成し、数値などを用いて定量的に分かりやすくします。

【施策評価のフロー】



第5節 基本計画の解説

基本目標（基本構想）

- めざすまちの姿と課題を踏まえ、まちづくりの基本目標を示します。

基本方向（基本構想）

- 基本目標の取り組みの方向を示します。

第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

第1章

人と自然が共生する環境保全のまち

第1節 資源を循環させ環境を大切にすまちをつくる

市民・事業者・行政のそれぞれが、地球温暖化防止や資源の大切さを認識し、ごみの発生抑制（リフューズ・リデュース）や再利用・再生利用（リユース・リサイクル）に積極的に取り組み、協力して、エネルギーを有効に活用できる資源を循環させ、環境を大切にすまちをつくりまします。

1. 地球温暖化対策に取り組む

今、求められていること

- 地球温暖化などの地球規模の環境問題をはじめ、ヒートアイランド[※]などの地域的な環境問題が深刻化する中で、その対策が求められています。
- 太陽光や風力など、二酸化炭素の排出が少ないエネルギーの利用を普及・促進することにより、持続可能な低炭素社会を実現することが求められています。

専門用語は巻末の用語説明に解説があります。

取り組みの方向

- 枚方市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制や緑を増やす取り組みを進めます。
- 市民・事業者と連携・協力し、エネルギーの効率的利用やクリーンエネルギーの利用など、二酸化炭素の排出抑制に向けた取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 省エネルギーの推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 市が新設する公共建築物へのクリーンエネルギーの導入

施策目標（基本計画）

- めざすまちの姿と基本目標等を実現するための施策目標を示します。
- 施策目標ごとに「今、求められている課題」や「施策目標の実現に向けて取り組む方向」、「取り組みを具体化するための主要な取り組みの例」を示しています。
- P32、33に示す重点施策の方向に基づき、重点的に取り組む施策目標については、施策目標名称の最後に『重点施策』と表示しています。

第2編 部門別計画

第1章

人と自然が共生する環境保全のまち

第1節 資源を循環させ環境を大切にするまちをつくる

市民・事業者・行政のそれぞれが、地球温暖化防止や資源の大切さを認識し、ごみの発生抑制（リフューズ・リデュース）や再使用・再生利用（リユース・リサイクル）に積極的に取り組み、協力して、エネルギーを有効に活用できる資源を循環させ、環境を大切にするまちをつくります。

1. 地球温暖化対策に取り組む

今、求められていること

- 地球温暖化などの地球規模の環境問題をはじめ、ヒートアイランド*などの地域的な環境問題が深刻化する中で、その対策が求められています。
- 太陽光や風力など、二酸化炭素の排出が少ないエネルギーの利用を普及・促進することにより、持続可能な低炭素社会を実現することが求められています。

取り組みの方向

- 枚方市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制や緑を増やす取り組みを進めます。
- 市民・事業者と連携・協力し、エネルギーの効率的利用やクリーンエネルギーの利用など、二酸化炭素の排出抑制に向けた取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 省エネルギーの推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 市が新設する公共建築物へのクリーンエネルギーの導入

2. ごみの発生を抑制し、資源を循環させてごみを減らす

今、求められていること

- ごみの削減を進めるため、ごみの発生をできる限り抑制するとともに、ごみを資源として循環させる持続可能な社会システムの構築が求められています。
- ごみの処理にあたっては、ごみの減量を図りながら、環境に配慮するとともに、効率的なごみ処理を進めることが求められています。

取り組みの方向

- 市民・事業者・行政の協働により、ごみの発生を抑制（リフューズ・リデュース）するとともに、資源の再使用・再生利用（リユース・リサイクル）を進めます。
- ごみ処理を進めるため、既存のごみ処理施設の効率的な稼働を図るとともに、将来のごみ量を見極めながら、計画的にごみ処理施設を整備します。

<主要な取り組み>

- スマートライフ*の普及・啓発
- プラスチック製容器包装類ごみの資源化の推進
- 粗大ごみの処理施設の整備



ペットボトル圧縮梱包物ストックヤード

3. 環境保全を進めるための活動を広げる

今、求められていること

- 今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の問題にまで広がっており、その解決に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが求められています。
- 環境問題への様々な取り組みを進めていくため、環境問題と自分たちの生活の関わりについて知り、その解決に向けた取り組みを実践することが求められています。

取り組みの方向

- 地球環境の保全に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、各主体が協働して取り組みを進めるとともに、その取り組みに対する評価・検証を行います。
- 環境問題への対策について、市民、事業者の理解を深めて取り組みを進めるため、市民・事業者への啓発や環境学習を推進するとともに、小中学校と幼稚園での環境教育を充実します。

<主要な取り組み>

- エコライフ[※]の普及・啓発
- 地球温暖化対策地域協議会への支援
- 中小企業に対する ISO14001 及びエコアクション 21[※]認証取得への支援
- 市民・事業者への環境学習の推進
- 学校版環境マネジメントシステムの推進

第2節 健康に生活できる安全な環境をつくる

大気や水、土壌や地盤の保全を図るとともに、静けさの確保や有害化学物質対策の推進に努め、すべての人々が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことのできるまちをつくります。

1. 清らかな水を確保する

今、求められていること

- 清らかな水を確保するため、生活排水などによる河川や池の水質汚濁への対策が求められています。
- 私たちが安全で快適な生活を営むため、将来にわたって安心して飲むことのできるおいしい水を確保することが求められています。

取り組みの方向

- 河川等の水質を改善するため、生活排水対策を推進するとともに、下水道（汚水）を整備し、水洗化を促進します。
- 市民の暮らしや企業の活動を支えるため、信頼され、満足される水を供給します。

<主要な取り組み>

- 下水道（汚水）の普及・促進
- 生活排水による水質汚濁の低減に向けた啓発
- 水質の環境監視の実施
- 水道管の安全性の向上
- 水道施設の耐震化の推進

2. 良好な生活環境を確保する

今、求められていること

- 澄んだ空気や静けさなど、良好な生活環境を確保するため、大気汚染や騒音・振動などの公害を防止することが求められています。
- 土壌汚染や地下水汚染等は、いったん発生すると長期間にわたり悪影響を及ぼすことから、未然に防止することが求められています。

取り組みの方向

- 市民が健康で、快適に生活できるよう、大気汚染や騒音・振動などの公害について、適切に対応するとともに、未然防止のための取り組みを進めます。
- 生活環境を保全するため、土壌汚染や地下水汚染等の未然防止のための取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 大気や騒音等の環境監視の実施
- 事業者への公害防止指導の実施



穂谷川

第3節 自然と仲よく暮らすまちをつくる

豊かな生態系を育む河川や里山など、現在、残っている自然を保全するだけでなく、それらをつないだ動植物の生息空間を創出し、人と自然がふれあって暮らせるまちをめざします。

1. 自然空間と生態系を守る **重点施策**

今、求められていること

- 私たちには、先人から受け継いだ自然を良好な状態に保ち、将来の世代に引き継ぐ責務があり、動植物の保全に向けた取り組みが求められています。
- 里山などの自然は、動植物の生息地であり、地球温暖化の防止や景観の形成、土砂災害の防止など、多くの面で重要な役割を果たしていることから、保全し、継承していくことが求められています。

取り組みの方向

- 動植物の生息・生育地である里山などの自然空間を保全するとともに、河川や、ため池、公園などの身近な自然を結びつけるなど、生態系を守る取り組みを進めます。
- 貴重な自然空間が残る里山を保全するため、地権者等の協力を得ながら、市民等との協働により、植樹活動の促進や里山ボランティアの育成などの取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 自然保護に関する啓発
- 野生動植物の保全のための基本方針の策定
- 里山保全活動への支援

2. 人と自然との共生を図る

今、求められていること

- 河川や公園、花や樹木など、身近な自然は、私たちの生活にやすらぎと潤いを与えることから、市民が気軽に自然とふれあい、親しめる場や機会が求められています。

取り組みの方向

- 市民が自然とふれあい、憩いや安らぎを感じることができるまちづくりを進めるため、まちの緑化を進めるとともに、身近に自然と親しめる公園をつくります。
- 水と親しむことができる環境づくりを行うため、豊かな水辺空間を創出します。

<主要な取り組み>

- 印田町ふれあい公園の整備
- 星ヶ丘公園の整備
- 桜の植樹による名所づくりの推進
- 緑のガイドラインの策定
- 景観水路の利用推進



学校ビオトープ池

第2章

やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

第1節 快適でやすらぎのあるまちをつくる

災害に強く、ゆとりのある住環境の形成を図るとともに、誰もが安心して生活できる、人にやさしい快適でやすらぎのあるまちをつくりまします。

1. 安全で快適なまちをつくる

重点施策

今、求められていること

- 誰もが住み続けたいと感じるまちをつくるため、安全で快適な居住環境の整備や住まいの適切な管理を行うことが求められています。
- 地震や風水害などによる被害を抑えるため、都市基盤整備をはじめ、建築物などの安全性を高める取り組みが求められています。
- 高齢化が進むなか、すべての人が安全で快適に過ごせるまちづくりが求められています。

取り組みの方向

- 安全で良質なゆとりのある住宅地等の形成を図るとともに、住まいの適切な管理を支援します。
- 集中豪雨による被害を抑えるため、雨水対策や河川の改修を推進します。
- 地震による被害を抑えるため、小中学校などの公共施設や民間建築物の耐震化を推進します。
- ユニバーサル・デザイン*のまちをめざして、多数の人が利用する駅や公園を中心に、バリアフリー化を推進します。

<主要な取り組み>

- 土地区画整理事業の支援
- 市民によるマンション管理の適正化等に向けた支援
- 下水道（雨水）の整備
- 市立小中学校と幼稚園施設の耐震化
- 木造住宅耐震改修の支援
- 鉄道駅バリアフリー化の促進

2. 美しいまち並みをつくる

今、求められていること

- まちづくりにおいて、住環境のゆとりや落ち着き、自然の豊かさは重要であり、良好な景観の形成が求められています。
- 清潔できれいなまち並みをつくるため、マナーに反する行為をなくすよう、市民意識の向上が求められています。

取り組みの方向

- 市民・事業者・行政の連携・協力により、美しい景観や魅力のあるまち並みの保全・形成を図ります。
- 美しいまち並みをつくるため、地域の自主的な清掃活動などの取り組みを支援します。
- 市民・事業者・行政の協働により、ごみのポイ捨てや不法看板・落書きをなくすとともに、歩きたばこや犬のふんの放置などの迷惑行為をなくす取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 建築協定^{*}によるまち並み形成の支援
- 地区計画^{*}による計画的なまちづくりの推進
- まちの美化活動に関する啓発
- 歩きたばこなどの路上喫煙の防止にむけた啓発
- アダプトプログラム^{*}によるまちの美化活動の推進

3. まちの安心・安全を高める

重点施策

今、求められていること

- 近年、集中豪雨などの自然災害が多発していることから、その対策に向けた取り組みの強化が求められています。
- 子どもの安全が脅かされている事象が相次ぐ中で、子どもの生命を守るため、地域の防犯力を高めることが求められています。
- 食の安全や新たな感染症などが社会問題となる中で、あらゆる危機事象への対策が求められています。
- 犯罪が凶悪化、低年齢化する中で、身近な地域における犯罪に対する社会不安が増しており、犯罪のない安心して暮らせるまちづくりが求められています。また、その防止に向けた取り組みや、犯罪被害者への支援が求められています。
- 限られた財源の中で、市民生活の安心・安全を確保するため、消防機能の充実だけでなく、消防行政にかかる効率化が求められています。

取り組みの方向

- 市民・事業者・行政の協働により、地域における防災・防犯対策などの取り組みを強化します。
- 関係機関と連携しながら、集中豪雨や新型インフルエンザなど、様々な危機事象に対して、迅速かつ的確な初動体制を整備するとともに、被害拡大の防止に努めます。
- 地域の安心・安全を高めるため、管内人口が全国でも有数規模となっている枚方警察署の2署化を促進します。
- 関係機関との連携により、犯罪被害者の保護や支援を行います。
- 消防力の向上と消防行政にかかる運営の効率化をめざし、課題や今後のあり方を協議・検討します。

<主要な取り組み>

- 自主防災組織による防災活動の支援
- 学校や地域における防犯対策の強化
- 安心・安全に関する情報提供の充実
- 新たな警察署設置の促進
- 消防行政における課題解決に向けた関係機関との協議

第2節 「農」を守り、活かすまちをつくる

安心で安全、新鮮な農産物の供給源として、また都市環境の観点から、農業の振興とともに、市民と「農」の交流の推進により、「農」を守り、活かすまちをつくります。

1. 「農」を守り、活かす

今、求められていること

- 都市における農地は、新鮮な農産物の供給源だけでなく、自然環境の維持や雨水の保水などの多様な機能を有しており、その機能の確保や活用が求められています。
- 農業従事者が減少し、遊休農地*が見受けられる中で、「農」を守るため、多様な担い手を確保することが重要です。
- 市民に、より安心・安全で新鮮な地元農産物を供給する地産地消の取り組みや環境にやさしい農業を促進する取り組みが求められています。

取り組みの方向

- 農業の振興を図るため、環境にやさしい農産物の普及・拡大を促進します。
- 「農」を守るため、関係団体等との連携により、「農」の多様な担い手を育成・確保し、遊休農地対策などに取り組みます。
- 地産地消を進めるため、学校給食における地元農産物の使用を拡大するとともに、地元農産物の市内販売を促進します。

<主要な取り組み>

- エコ農産物の普及・拡大
- 地元農産物の直販の促進
- 農産物のブランド化を通じた担い手の育成
- 学校給食への地元農産物の普及・拡大

2. 「農」とのふれあいを促進する

今、求められていること

- 農地は、市民が土や生き物とふれあえる貴重な空間であり、心身の健康づくり効果も期待できます。こうした農地を含めた「農」や「食」の大切さ、また、緑の保全について、広く市民の理解を深める取り組みが求められています。

取り組みの方向

- 「農」や「食」などの大切さについて市民の理解を深めてもらうため、関係機関との連携により、子どもから大人まで幅広い世代で、「農」とのふれあいを促進します。

<主要な取り組み>

- 農業体験の機会の拡充
- 子どもたちの食農体験の推進



小学生稲刈り体験

第3節 人にやさしく安全な交通体系をつくる

都市活動の基盤としての道路整備を促進するとともに、福祉や環境にも配慮した、人にやさしく安全な交通体系をめざします。

1. 交通の流れを円滑にする

今、求められていること

- 本市の幹線道路は、交通量が多く慢性的に混雑しているため、交通渋滞の解消や安全性の確保を図ることが求められています。

取り組みの方向

- 交通渋滞を解消するため、円滑な道路ネットワークが形成されるように市内の道路網の整備を進めます。
- 京阪本線沿線地域の交通渋滞の解消や歩行者の安全性の確保を図るため、京阪本線連続立体交差化を進めます。

<主要な取り組み>

- 幹線道路の整備
- 駅前広場の整備
- 京阪本線連続立体交差化の推進



枚方藤阪線

2. 安心して歩けるまちをつくる

今、求められていること

- 高齢化が進むなか、すべての人が快適に歩き、移動できる交通環境を整備するとともに、交通事故を減らす取り組みが求められています。

取り組みの方向

- すべての人が安全で快適に移動できるよう、歩行空間の確保などの交通環境の整備を進めます。
- 交通事故の減少をめざし、子どもから大人まで、各年代に応じた交通安全意識の高揚を図ります。

<主要な取り組み>

- 交差点改良など交通安全施設の整備
- 交通バリアフリー道路の整備
- 主要道路の改良整備
- 交通安全に関する啓発



歩道のバリアフリー化

3. 環境を大切にしたい交通体系をつくる

今、求められていること

- 慢性的な交通渋滞が問題になっている中で、二酸化炭素の排出量が少ないなど、環境にやさしい交通体系に転換することが、求められています。
- 環境負荷の低減や公共交通の利便性、快適性の向上を求め、新たな交通体系の検討が求められています。こうした中で、市民団体等によるLRT[※](次世代路面電車)の調査・研究が進められています。

取り組みの方向

- TDM (交通需要マネジメント) [※]により、マイカーから公共交通への転換や、自転車利用促進など、市民・事業者・行政の連携・協力により、交通渋滞を減らす取り組みを進めます。
- 交通や環境に関する学習や公共交通の利用啓発などを通じて、MM (モビリティ・マネジメント) [※]を実施します。
- コミュニティバス[※]の導入やバス路線の拡充・拡大などにより、公共交通機関の利便性の向上を促進します。
- 環境負荷の少ない交通体系を確立するため、便利で環境に配慮した新たな交通体系を構想します。

<主要な取り組み>

- 公共交通機関利用の促進
- サイクル&バスライド[※]の促進
- バス走行に適した道路環境の整備

第3章

魅力にあふれ、生き生きとしたまち

第1節 魅力と活気にあふれるまちをつくる

市内の自然環境・交通環境等の特性を活用し、本市の中心市街地である枚方市駅周辺地域や東部地域がより魅力的になるよう特色あるまちづくりなどを進めるとともに、広域幹線道路等都市間の交通ネットワークを整備します。また、市内にある大学の機能や学生の活力を生かした学園都市をめざすなど、魅力と活気にあふれるまちづくりを進めます。

1. 人が集い、魅力と活力あふれる中心市街地をつくる

重点施策

今、求められていること

- 魅力にあふれ、生き生きとした中心市街地をつくるため、枚方宿のまち並みなどの歴史文化遺産や淀川の豊かな自然を生かし、交通、居住、商業などの機能の確保やにぎわいの創出が求められています。
- 中心市街地では、多くの人々が集い、芸術・文化にふれることができる場を備えるなど、魅力あふれるまちづくりが求められています。

取り組みの方向

- 魅力あふれる中心市街地の形成に向け、枚方市駅周辺の自然や歴史文化遺産、商業施設を一体的にとらえた枚方市駅周辺の再整備に向けた取り組みを進めます。
- 枚方市駅周辺において、歴史や文化を生かしたイベントの開催や音楽などの発表の機会を設けるなど、市民によるにぎわいづくりを支援します。
- 芸術・文化の鑑賞機会を充実するとともに、自主的な活動を支援するため、総合文化施設の整備をめざします。

<主要な取り組み>

- 枚方市駅周辺再整備計画の策定
- にぎわい空間創出の促進
- 総合文化施設の整備

2. 東部地域の魅力を高める

今、求められていること

- 氷室・津田地区は、関西文化学術研究都市の文化学術研究地区として位置づけられており、人々が住み、創造し、憩えるような、魅力のあるまちづくりが求められています。
- 東部地域には、農業振興地域^{*}に指定された農地や里山などの豊富な自然があり、こうした地域特性を生かした、魅力と憩いのあるまちづくりが求められています。

取り組みの方向

- 産業や大学との連携を図りながら、学術・研究開発の拠点機能を生かしたまちづくりをめざします。
- 東部地域の特性を生かし、里山の保全を進めるとともに、地域の自然と調和した公園を整備するなど、魅力あふれるまちづくりを進めます。

<主要な取り組み>

- 津田サイエンスヒルズと連携したにぎわいづくりの推進
- 東部地域の緑と里づくりを進めるための基本方針の策定
- 自然と調和したスポーツ機能を備えた公園の整備



津田サイエンスヒルズ

3. 都市間の交通ネットワークを整備する

今、求められていること

- 市内の幹線道路の渋滞の緩和を図るため、第二京阪道路の早期の完成が望まれています。
- 国土幹線道路や広域幹線道路は、都市間交流を活発にするだけでなく、市民の生活圏の拡大にもつながるものであり、新名神高速道路や北摂地域との幹線道路となる（仮称）淀川新大橋の事業化の促進が望まれています。

取り組みの方向

- 第二京阪道路の整備促進を要望するとともに、沿道の実環境対策を行います。
- 新たな都市間交流の促進や市民の生活圏の拡大を図るため、（仮称）淀川新大橋の整備などに向けて、関係機関等に働きかけます。

<主要な取り組み>

- 第二京阪道路整備の促進
- （仮称）淀川新大橋等の整備の促進



第二京阪道路

4. 活力ある学園都市をつくる

今、求められていること

- 本市にはそれぞれ特色のある6大学が立地しており、まちの魅力を高めるため、各大学の知的資源を生かしたまちづくりを展開していくことが求められています。
- 産業・大学との連携によって、地域に活力を生み出すとともに、学生の活力を地域のまちづくりに生かすことが求められています。

取り組みの方向

- 大学との連携・協力により、生涯学習機会の充実や図書館などの大学施設の利用を進めます。
- 市内6大学の研究情報を発信するなど、産業・大学との連携を強める取り組みを進めるとともに、文化や観光、教育分野などで学生のボランティア活動など、学生の活力を生かした取り組みを進めます。

<主要な取り組み>

- 小学生が市内6大学で学習体験する「子ども大学探検隊」への参加促進
- 市内6大学との連携による生涯学習講座の開催
- 産学公連携フォーラムの開催



市内6大学・高等学校合同音楽祭

第2節 集客交流がひろがるまちをつくる

歴史、文化、自然、アメニティ^{*}・商業施設など、あらゆる観光資源を活用した個性あるまちづくりを行い、「枚方らしさ」やふるさと意識の醸成を図るとともに、イベントの開催や情報の発信を通じて市民同士、市民と来訪者との交流促進をめざします。

1. 人と情報の交流を促進する

今、求められていること

- 市民のふるさと意識の醸成やまちの魅力を広く発信するため、様々な地域や人との交流を促進することが求められています。
- まちのにぎわいを高めるため、歴史や文化をはじめとする観光資源など、市の魅力を広く情報発信することが求められています。

取り組みの方向

- 教育・文化・産業等を通じて、地域内外の交流を促進します。
- 大学や市民団体等と連携・協力し、地域の観光資源などの情報発信を進めます。

<主要な取り組み>

- 国内外の友好都市等との交流の促進
- 国内友好都市物産展などの交流イベントの開催
- 観光資源を活用した情報発信の強化



青年音楽祭

2. 文化観光資源を整備し、まちづくりに生かす

重点施策

今、求められていること

- まちの魅力を高めていくため、淀川の舟運や枚方宿などの歴史文化遺産を観光資源として、積極的に活用することが求められています。
- 菊人形や七夕伝説などの貴重な伝統・伝承文化を伝えるとともに、にぎわいの創出に生かしていくことが求められています。また、河内そうめん、酒造業といった地域の伝統産業を守る取り組みも求められています。

取り組みの方向

- 枚方宿における町家の活用や五六市の開催、舟運の再生などを観光資源として生かし、市民・事業者・行政の協働により、魅力あるまちづくりを進めます。
- 伝統・伝承文化や伝統産業を生かしたまちのにぎわいの創出や市民の自主的な活動を支援します。

<主要な取り組み>

- 枚方宿における歴史的景観の保全・活用
- 淀川舟運の再生
- ひらかた市民菊人形への支援や菊フェスティバルの開催
- 七夕伝説などの地域に伝わる歴史や文化を生かしたイベントの支援
- 伝統産業の後継者の育成



淀川舟運

3. 花と音楽を生かしたまちづくりを進める

重点施策

今、求められていること

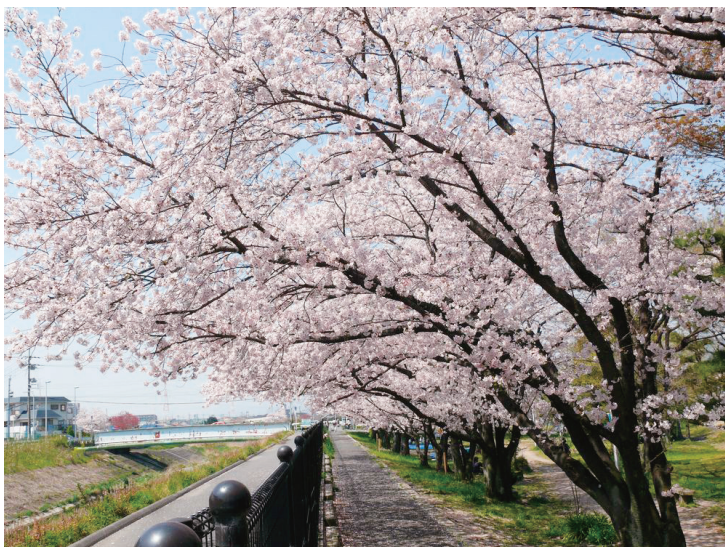
- 本市においては、人に憩いや潤いをもたらす花や音楽を活用した多様な市民活動が活発に行われています。こうした地域特性を生かしながら豊かな文化を育み、人と人とのつながりをより多くの交流に広げていくことが求められています。

取り組みの方向

- 花や音楽などに関する活動を通じて、人々が協力し、共感することで、人と人をつなぎ、交流を育み、枚方独自の文化を醸成します。
- 市民・事業者・行政が連携・協力して、花や音楽を生かしたまちづくりに取り組み、その魅力を発信していきます。

<主要な取り組み>

- 市の花「桜」「菊」に親しみ、音楽を感じるイベントの開催
- 花と音楽を通じた市民活動の促進
- 地域との連携による桜の植樹など花の名所づくりの推進
- 花と音楽のまちづくりに関する情報発信の強化



船橋川堤防の桜

第3節 時代の変化に対応した産業を興す

既存産業の高度化などを含めて新時代の産業形成を図るとともに、企業とそこに働く人々が生き生きとし、地域との連携を深めながら発展していくまちづくりをめざします。

1. 市内産業の高度化・活性化を図る 重点施策

今、求められていること

- 国内外における企業間の競争が進む中で、技術力や研究開発力の向上、高付加価値製品の創出などによる市内産業の高度化が求められています。
- 本市事業所の大半を占める中小企業は、社会経済情勢の影響を受けやすいことから、経営基盤の安定化や設備投資などによる高い競争力が求められています。

取り組みの方向

- 地域産業の活性化を進めるため、企業間の連携を支援するとともに、インキュベーターの活用や創業に関する講座の開催など、新たな技術の開発や事業の立ち上げを支援します。
- 企業団地などを中心に、企業立地や製造業の機能集積を図ります。
- 経営基盤の強化に向けて、社会経済状況に応じて融資制度の充実を図るとともに、産業技術、工業製品などの情報を事業者との連携により、本市内外に広く発信する取り組みなどを支援します。

<主要な取り組み>

- 創業への支援
- 企業立地の促進や地域産業基盤の強化
- 小規模企業への事業資金融資の支援
- 事業者の技術や製品の情報発信に対する支援

2. 地域に根ざした産業を育成する

重点施策

今、求められていること

- 産業の活性化を進めるためには、福祉、環境など幅広い分野で、地域の特性を生かし、地域に立脚した産業を育成することが求められています。
- 高齢化が進む中で、身近な地域における商業機能等の生活基盤の確保や、その活性化に向けた新たな取り組みが求められています。

取り組みの方向

- コミュニティビジネスなどの地域に根ざした産業を支援します。
- 身近な地域で買い物ができるように、高齢者などの利便性を確保しながら、生きがいや雇用の創出につながる地域に根ざした商業活動を育みます。
- 商店街とNPO・地域コミュニティなどと協働し、商店街の活性化を支援します。

<主要な取り組み>

- 地域貢献型ビジネスの支援
- 販売促進支援等の商業活性化促進
- 商店街の魅力向上や空き店舗活用等の支援



きらら創業実践塾

3. 雇用の確保と労働環境等の改善を進める

今、求められていること

- 社会経済情勢の悪化により、失業者の増大、非正規社員の増加など、雇用情勢は厳しい状況にあります。そのため、関係機関と連携し、雇用機会の創出に向けた取り組みを支援することが求められています。
- 労働時間の増加や共働き世帯の増加など、人々のライフスタイルが変化している中で、仕事と生活の調和のとれた社会（ワーク・ライフ・バランス[※]）の実現が求められています。

取り組みの方向

- 関係機関と連携し、新たな雇用機会の創出や就労に関する取り組みを支援します。
- 事業者や働く人々と連携・協力し、豊かな生き方を見出すためのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

<主要な取り組み>

- 就職面接会や技能講習会などの雇用対策の充実
- 就労に対する相談体制の充実
- 事業者や働く人々と連携・協力したワーク・ライフ・バランスの啓発

第4章

健康で心豊かな自立と共生のまち

第1節 人が心豊かに共に生きるまちをつくる

国境を越えてさまざまな人が出会い、ふれあって理解を深め、差別や暴力がなく、人権が尊重されるまちをつくとともに、地域コミュニティやボランティア・NPO活動を通じて人と人が支えあう共生社会の実現をめざします。

1. 国際化を推進し、平和な社会の実現に貢献する

今、求められていること

- 世界平和は、全人類共通の願いであるため、恒久的に求めていくとともに、世界平和や核兵器の廃絶をめざし、異なった生活や文化を互いに認め合う国際理解を促進することが求められています。
- 外国人の市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちにすることが求められています。

取り組みの方向

- 核兵器の廃絶と平和な社会の実現に向け、戦争の悲惨さを後世に伝える取り組みを進めます。
- 国際理解を深めるため、海外の友好都市との国際交流を推進します。
- 外国人の市民が地域社会の一員として暮らしやすいまちをめざし、暮らしに関する必要な情報をわかりやすく提供します。

<主要な取り組み>

- 平和に関する啓発
- 核兵器廃絶に関する啓発
- 国内外の友好都市等との交流の促進（再掲 P59）
- 多文化共生の環境づくりの推進

2. 差別や暴力をなくし、人権を尊重する

今、求められていること

- わが国においては、今なお、同和問題をはじめ、障害者、在日外国人、女性など様々な人権問題が存在しており、その対応が求められています。
- 女性や子どもが安心して生活できる社会をめざし、虐待や暴力を防止し、被害者を支える仕組みづくりや加害者に対する取り組みが求められています。
- 情報化社会が進むなか、インターネットなどを利用した人権侵害が増加しており、個人情報保護の強化が求められています。
- 市民が保健・医療・福祉などさまざまな行政サービスを主体的に利用できるよう、相談できる仕組みを充実していくことが求められています。

取り組みの方向

- すべての人が人としての尊厳を重んじられ、人権が尊重される社会をめざし、人権意識の高揚を図るため、人権を尊重し、偏見・差別をなくすための取り組みを進めます。
- 誰もが安心して生活できる社会をめざし、関係機関と連携し、暴力の防止や被害者への支援に向けた取り組みを進めます。また、加害者対策について、関係機関に働きかけます。
- 個人情報保護の取り組みを促進するため、市における情報セキュリティの強化を進めるとともに、事業者の意識啓発を進めます。
- 市民の権利を守るため、オンブズパーソン制度などの相談、支援の体制を充実します。

<主要な取り組み>

- 人権意識に関する啓発
- 人権相談体制の充実
- DV防止に関する啓発と被害者支援の実施
- 児童虐待防止対策の推進
- 個人情報の漏えい防止対策の強化や個人情報保護に関する啓発
- 福祉オンブズパーソン※体制の充実

3. 地域における支えあいの輪をひろげる

今、求められていること

- 都市化や核家族化の進行とともに、市民の地域社会に対する帰属意識は希薄なものとなりつつあります。今後、少子・高齢化が進む中で、特に、福祉や防災・防犯などの分野で、身近な地域における人と人とのつながりや支えあいが求められています。

取り組みの方向

- 校区コミュニティ協議会を中心として、自治会や校区福祉委員会などと協力し、人と人とのつながりや支えあいを促進する取り組みを支援します。
- NPOやボランティアが互いに連携・協力しながら、地域通貨などを活用した地域の支えあいを促進する取り組みを支援します。

<主要な取り組み>

- 地域福祉活動の促進
- ボランティア体験の促進
- 地域通貨の普及の促進



自治会リーフレット

第2節 人が健やかに自立して暮らせるまちをつくる

人が、良好な健康状態を保ち、自らの主体的な意思に基づいて、生き生きと活動し、社会に参加できるまちを実現するため、多様な社会的支援の整備を進めます。

1. 市民の健康づくりを支援する

今、求められていること

- 高齢化の進展やストレス社会が大きな問題となるなか、心身の健康づくりや介護予防などの取り組みの充実が求められています。
- 市民の健康に関する意識が高まる中で、市民の主体的な健康管理や健康の保持増進を支援することが求められています。

取り組みの方向

- 市民の心身の健康を守るため、食習慣や喫煙などの生活習慣の改善を促進するなど、生活習慣病やメタボリックシンドローム*及びがんの予防対策を進めます。
- いつまでも自立した生活が送れるよう、介護予防を充実します。
- 子どもから大人まで、「食」に対する正しい知識と「食」を選択する判断力を身につけるため、家庭や地域・学校などにおける食育*を推進します。

<主要な取り組み>

- 特定健康診査・特定保健指導の推進
- 介護予防の普及・啓発
- 地域介護予防活動の支援
- 食育の推進

2. 生命を支える医療体制を強化する 重点施策

今、求められていること

- 小児科医・産科医の不足など病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が安心して健康で暮らせるための医療環境の整備・充実が求められています。また、市民病院は北河内地域で唯一の自治体病院であり、特に、救急を含めた小児医療分野の維持・充実が求められています。
- 総合的な医療提供体制の充実に向けて、地域の医療機関の連携強化が求められています。

取り組みの方向

- 市民病院の継続的な経営安定化に努めながら、老朽化し、耐震性や診察・療養環境に課題のある病院施設の建て替えを進め、周産期医療や小児医療、救急医療、高度医療の充実を図ります。
- 市民が安心して必要な医療サービスが受けられる医療提供体制を充実するため、診療所、病院、大学病院が各々の役割を分担し、連携を強化します。

<主要な取り組み>

- 新病院の整備
- 高度救急医療体制の確保及び充実に関する支援
- 休日・夜間急病診療体制の確保

3. 自立を支える

今、求められていること

- 日々の生活で生き生きと暮らすことができるよう、高齢者や障害者、ひとり親家庭、その他さまざまな支援が必要な人に対して、自立を支援することが求められています。

取り組みの方向

- 高齢者が健やかに自立した生活ができるよう、高齢者の生きがいとなる活動の場や機会などを充実します。
- 要介護状態となった者が自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者とその家族の生活の実態に適した介護保険サービスを提供します。
- 障害者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、地域と連携した取り組みを支援します。
- だれもが安心して暮らせるよう、ひとり親家庭や支援が必要な人たちの生活を支援します。

<主要な取り組み>

- 高齢者地域自立生活の支援
- 要介護者の在宅生活の支援
- 障害者地域活動支援センターの充実
- ひとり親家庭への生活支援

4. 社会参加を促進する

今、求められていること

- 高齢化が進むなか、社会の活力を維持し続けるためには、生きがいをもって社会に参加できるようなまちづくりや体制づくりが求められています。
- 障害のある人もない人も、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるノーマライゼーション*社会の実現が求められています。
- 障害者の経済的な自立と社会参加の促進を図るため、障害者への就労支援が求められています。

取り組みの方向

- 高齢者や障害者などすべての人が生涯を通して持てる能力を発揮して、自主的、自発的な社会参加を促進するため、一人ひとりの生きがいを支援します。
- 障害者が働く意欲と能力を発揮できるよう、障害者の就労支援策を進めます。

<主要な取り組み>

- 街かどデイハウスの支援
- 生きがいと健康づくりの推進
- 障害者の屋外における移動の支援
- 障害者の就労支援



ラポールひらかた（総合福祉会館）

第5章

ふれあい、学びあい、感動できるまち

第1節 自他を生かす力を持つ子どもたちを育む

子どもたちが個性豊かに育つよろこび、生きるよろこびを実感できる生活を実現するため、子育て支援の充実を図るとともに、家庭と地域社会に開かれた小中学校と幼稚園づくりの中で、それぞれの教育力の向上を図り、社会の未来を担う子どもたちの自他を生かす力を育み、子どもたちの健やかな成長を支えるまちをめざします。

1. 乳幼児の健やかな成長を支える 重点施策

今、求められていること

- 少子化や核家族化の進行、地域における連帯感の希薄化、共働き家庭の増加などにより、保育ニーズが増加し続けている中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりが求められています。
- 価値観が多様化する社会において、個性を尊重しつつ、自他を生かすという視点に立った主体性と相互性を養う乳幼児教育を進めることが求められています。

取り組みの方向

- 安心して出産や育児ができるよう、妊産婦の健康管理や乳幼児の健やかな心身の成長を支援します。
- 乳幼児の健全な心身の成長を支援するため、保育環境の充実を図ります。
- 個性を尊重し、豊かな感性や主体性を養う特色ある乳幼児教育の向上を図ります。
- これからの保育行政や幼児教育のあり方について、基本指針を作成し、乳幼児の健やかな成長を支援する施策を推進します。

＜主要な取り組み＞

- 妊産婦健康診査の充実
- 乳幼児健康診査の充実
- 保育サービスの充実
- 保育行政や幼児教育に関する基本方針の策定

2. 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う

重点施策

今、求められていること

- 一人ひとりの子どもが基礎学力を習得するとともに、社会の一員として自らの責任を自覚して参加することができるよう、主体的に自他を生かすことができる力を身につける必要があります。
- 社会の変化に対応できる適応能力や創造力の基礎を培うために、子どもが主体的に学ぼうとする意欲を醸成することが必要であり、同時に、健やかな身体と心が育まれるような環境の整備が求められています。
- 多様化するいじめの問題やインターネット上の有害情報への早急な対応が求められています。

取り組みの方向

- 新学習指導要領に基づき、教育課程の充実を図るとともに、自学自習力の育成や少人数教育を推進するなど、子どもたちの基礎学力の習得を促します。
- 命の大切さや人を思いやる豊かな心と健やかな身体を育むとともに、課題解決に向けて、自ら学び自ら考え主体的に判断するなど、生きる力を育む教育活動を推進します。
- 子どもの社会への適応能力を高めるため、社会体験活動などを進めます。
- いじめや不登校の防止に向け、相談体制の強化などの対策を進めます。
- 保護者と連携しながら、携帯電話やインターネット上の有害情報への対策を進めます。

<主要な取り組み>

- 基礎学力向上プロジェクトの推進
- 読書活動の推進
- 道徳教育を中心とする心の教育の推進
- 不登校防止対策の強化
- いじめ専用ホットライン等による早期対応の充実

3. 子どもたちが学ぶ環境を整える 重点施策

今、求められていること

- 小中学校と幼稚園において、様々な教育課題に応えられる教師の育成を図るとともに、指導力の向上が求められています。
- 今後の児童・生徒数の減少を見込み、学校規模等の適正化を進めるとともに、教育施設の充実、情報化の推進など、学習環境の向上を図ることが求められています。
- すべての子どもが家庭や地域で健やかに成長できるよう、障害のある子どもへの支援が求められています。
- 小中学校を地域コミュニティの活動拠点や災害時の避難場所として活用するなど、地域と連携した取り組みが求められています。

取り組みの方向

- 子どもに対する学習指導や生活指導など、教師の指導力の向上を図ります。
- 学校規模等の適正化を進めるとともに、教育施設の整備や情報化の推進など、学習環境を充実します。
- 小中学校における支援教育の充実など、障害のある子どもたちの学ぶ環境を整備します。
- 学校の情報を地域に発信し、地域と連携した取り組みを実施するなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

<主要な取り組み>

- 教師の指導力向上に向けた取り組みの推進
- 学校規模等適正化の推進
- 学校施設整備の推進
- 支援教育の充実
- 市立小中学校と幼稚園の施設開放の推進

4. 子どもたちを育む環境を整える

重点施策

今、求められていること

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者が増加している中で、地域における子育て支援や小学生の放課後対策など、子どもの居場所づくりが求められています。
- 次代を担う子どもたちの豊かな個性と自立性を育むため、子どもたちが夢に向かって歩む力をつけることが求められています。
- 中学校卒業後における子どもの引きこもりなどが社会問題となっている中で、その対策が求められています。

取り組みの方向

- 地域に開かれた保育所や子育て支援センター及び幼稚園を活用して、地域の子育て支援を充実します。
- 幅広い世代の多様な担い手による子育て支援や親支援の取り組みを広げます。
- 子どもの居場所づくりを充実するため、障害のある児童の対象学年を拡大するなど、留守家庭児童会室の充実を図ります。
- 子どもの夢を育むため、芸術、スポーツなどの分野で活躍しているプロとの出会いづくりや、子どもが知的・技術的な関心や興味を高める取り組みを進めます。
- 中学校卒業後における子どもたちの成長を支援するため、多くの人との交流ができる機会を創出するとともに、相談体制を充実します。

<主要な取り組み>

- 保育所（園）における地域の乳児や保護者の交流の促進
- 一時保育（一時預かり）の拡充
- 地域子育て支援拠点の拡充
- 留守家庭児童会室の充実
- 子どもたちの夢を育む事業の充実
- 青少年の文化活動の支援

第2節 学び続けるよろこびのあるまちをつくる

だれもが自分の能力・感性を十分に発揮できるよう、自己の向上をめざします。一人ひとりが生涯を通じて学び続けることが生きがい（生きる目的）の一つとなり、生涯よろこびをもって学び続けることのできる社会をめざします。

1. 生涯学習を推進する

今、求められていること

- 生きがいのある人生を過ごし、自己実現を図りたいといった市民意識が高まる中で、市民の学びを支えるとともに、これからのまちづくりを支える人材を育むことが求められています。
- 本市には特色のある6大学が立地しており、それらの持つ知識や技術を活用した学習機会の充実が求められています。

取り組みの方向

- 市民の生涯学習活動を支援するため、すべての世代でそれぞれの学習意欲に応じた学習機会を提供するとともに、学びをまちづくりに生かす取り組みを推進します。
- 市民の多様化・高度化する学習意欲に応えるため、大学と連携し、特色ある各大学の専門的な知識・情報を生かした学習機会を提供するなど、市民の自発的な学習活動を支援します。

<主要な取り組み>

- 市民が学ぶ場所や機会の充実
- 生涯学習に関する情報提供の充実
- 市内6大学との連携による生涯学習講座の開催（再掲 P58）

2. 地域における情報活用環境を高める

今、求められていること

- 社会の多様化・高度化に伴いさまざまな情報があふれる中で、市民自らが求める情報を収集し、活用する能力を高めることが求められています。
- 消費者である市民の生活を守るために、市民が様々なトラブルや事故などに巻き込まれないように、情報を読み解く力を高めるとともに、消費者被害を救済する仕組みづくりが求められています。

取り組みの方向

- 情報化社会に対応するため、市民の図書館利用の促進を図るとともに、必要な情報を収集し、読み解く力を高めるなど、市民の情報活用能力の向上を支援します。
- 相談体制の強化や消費者啓発の推進により、消費者保護の充実を図ります。

<主要な取り組み>

- 図書館サービスの充実
- 市民の情報活用能力向上のための学習機会の提供
- 消費生活相談体制の充実
- 消費者被害防止等の啓発



中央図書館

第3節 出合いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる

芸術・文化、スポーツとの出合いの場をひろげ、数多くの人々が心通わせ、人の心を動かす文化が生まれ育つまちをめざします。また、歴史のなかで人々が作り出してきた文化、暮らしのなかに息づく文化を未来に伝えます。

1. 芸術・文化活動の活性化を図る 重点施策

今、求められていること

- ライフスタイルの変化に伴い、快適さや便利さ、物質的な豊かさだけでなく、芸術・文化に接することで、心の豊かさを育むことが求められています。
- 市民の価値観が多様化している中で、市民の芸術・文化活動へのニーズも多様化しており、それらに応じた芸術・文化活動を支援していくことが求められています。
- 本市では、市民団体による活発な芸術・文化活動が行われている中で、将来にわたって枚方市独自の芸術・文化を育てていくためには、その担い手の育成が求められています。

取り組みの方向

- 優れた芸術・文化を育むため、創作、発表等の活動や鑑賞の拠点となる基盤の整備をめざします。
- 市民団体による人形劇やミュージカルなど、自主的な芸術・文化活動を支援します。
- 芸術・文化活動の担い手とそれを支える市民の輪を広げるため、芸術・文化に身近に接する機会を増やします。

＜主要な取り組み＞

- 総合文化施設の整備（再掲 P55）
- 芸術・文化イベントの充実
- 子ども芸術文化活動育成の支援

2. 市民スポーツ活動の活性化を図る

今、求められていること

- 社会の多様化に伴うストレスの増加や運動能力の低下が問題となる中で、心身の健康維持・増進やスポーツ活動への欲求が高まっており、市民のスポーツやレクリエーション活動の環境整備や活動への支援が求められています。

取り組みの方向

- 市民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動を実践できるよう、環境整備を進めます。
- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、市民の自主的なスポーツやレクリエーション活動を支援します。

<主要な取り組み>

- 各種スポーツ大会やレクリエーション事業の推進
- スポーツカーニバルの開催
- スポーツ少年団活動の支援
- 市立小中学校の体育施設開放の推進
- 自然と調和したスポーツ機能を備えた公園の整備（再掲 P56）



市民スポーツカーニバル

3. 歴史文化遺産を保存し、活用する

重点施策

今、求められていること

- ふるさと意識の醸成や魅力あるまちづくりを進めるため、本市の有形・無形の歴史文化遺産を保存・活用し、後世に伝えることが求められています。

取り組みの方向

- 本市に伝わる貴重な歴史文化遺産を保存・活用するため、継続的な調査を行います。
- 歴史文化遺産をまちづくりや生涯学習に生かすため、学校教育との連携を深めながら、情報発信の充実を図ります。
- 市民のふるさと意識を醸成するとともに、歴史文化遺産を生かしたまちづくりを進めるため、市民の自主的な保存・活用に関する活動を支援します。

<主要な取り組み>

- 有形・無形の歴史文化遺産の調査
- 特別史跡百済寺跡の再整備
- 史跡九頭神麩寺の保存整備
- 歴史文化遺産に関するホームページの充実
- 歴史文化遺産を保存・活用する市民活動の支援



特別史跡百済寺跡

第6章

みんなでつくる分権・市民参加のまち

第1節 市民・事業者と行政の協働を推進する

情報の共有と交流を進め、市民や事業者のまちづくりへの参加の仕組みやルールを確立し、市民・事業者と行政の協働を推進して自治の確立を図ります。

1. 情報の共有化を進める

今、求められていること

- 市民参加のまちづくりを一層進めていくため、市民・事業者にとって、必要な情報をよりわかりやすく適切に提供していくことが求められています。
- 地方分権の推進が図られる中で、行財政運営における公平性、公正性、透明性の向上を図るとともに、行政のアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが求められています。

取り組みの方向

- 市民・事業者との情報の共有化を進めるため、必要な行政情報の公開・提供を進めます。
- 広報紙をはじめ、地域メディアやICT（情報通信技術）*を活用し、行政情報の発信を充実します。
- 行政執行における規範や倫理観をより高めるため、職員のコンプライアンス*意識の向上を図ります。

<主要な取り組み>

- ケーブルテレビやFM放送を活用した情報発信の充実
- 広報ひらかたやホームページの充実
- 内部通報システムの運用

2. 市民参加のまちづくりを進める

今、求められていること

- 市民意識が多様化するとともに、さまざまな市民活動を通して市民のまちづくりに対する参加意識が高まっている中で、市民の意見・提言を広く聴くことが求められています。
- 地方分権が進む中で、魅力あるまちづくりの実現に向けて、市民とともに自己決定、自己責任の基に施策を進める必要があります。そのためには、市の取り組みに対し、市民や事業者の理解を深め、ともにまちづくりを進める必要があります。

取り組みの方向

- 市民の意見・提言をより市政に反映することができるよう、広聴機能を充実します。
- 市民参加によるまちづくりを進めるため、子育て・まちの美化活動など、幅広い分野において市民参加の取り組みを充実します。

<主要な取り組み>

- 市民と市長の対話、市長への提言等の充実
- 市政モニターの充実
- パブリックコメント*の活用の推進



天の川大清掃

3. 市民のまちづくり活動を促進する

今、求められていること

- 少子・高齢社会の進展や市民ニーズの多様化により、福祉や環境、防災・防犯などの幅広い分野において、行政だけでは解決できない多様な課題が生じています。こうした地域の公共的課題を解決するため、校区コミュニティ協議会などとの協働による取り組みを進めるとともに、活動を支える担い手の育成を図ることが求められています。
- 公共的な課題の解決や市民の活力を生かしたまちづくりを進めるためには、NPO・ボランティアなどの市民の自主的活動を促進していく必要があります。

取り組みの方向

- 校区コミュニティ協議会が、地域の課題解決や特色ある地域づくりに向け、地域資源を活用しながら、自主的に行う地域活動を支援します。
- NPO・ボランティアなどが行う公共的課題の解決や特色あるまちづくりに向けた自主的活動を支援します。
- 地域における自主的な活動を継続して進めることができるよう、人材の育成に向けた取り組みを支援します。

<主要な取り組み>

- 地域の自主的なまちづくり活動の支援
- ボランティア活動の促進
- コミュニティ活動の支援
- NPO活動の支援

第2節 分権時代に対応した地方自治の拡充を図る

社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応し、また、生活者の視点に立ちながら、市民福祉の最大化^{*}を図るため、さらなる行政経営の効率化を進め、分権時代に対応できる地方自治の拡充をめざします。また、より広域的な視点をもって、市域の枠にとらわれず近隣の自治体と連携し、まちの将来像を展望します。

1. 行政経営の効率化を推進する

今、求められていること

- 今後の社会状況の変化に対応できるよう、中・長期的展望に立った財政見通しのもとで、健全な行財政運営を進めていくことが必要です。
- 限られた財源や資源を有効に活用し、市民福祉の最大化を図るため、さらなる行政経営の効率化と施策評価システムの構築が求められています。

取り組みの方向

- 着実な施策の推進を図るため、「長期財政の見通し」を踏まえ、毎年度の財政状況を見極めながら、事業計画を策定します。
- より効率的・効果的な行政経営をめざし、民間活力の活用も図りながら、施策の費用対効果を高めます。
- より効果的な施策の展開を図るため、新たに施策評価制度を構築します。
- 市民の利便性の向上と処理経費の削減を図るため、業務のBPR^{*}を進めながら、既存のホストコンピュータシステムを見直します。
- 老朽化する市の公共建築物について、計画的に改修を行うことで、財政負担の平準化を図ります。

<主要な取り組み>

- 長期財政の見通しを踏まえた行財政運営の推進
- 構造改革アクションプランの実施
- 下水道事業の公営企業法の適用と上下水道の組織統合
- レガシーシステム^{*}の刷新
- 公共建築物の計画的保全の推進

2. 広域的な自治体間の連携を強化する

今、求められていること

- 魅力のある住み続けたいまちをつくるため、大規模災害や救急医療など、市域を越えた課題解決に取り組むことが求められています。
- 公共交通機関の発達などにより、人・物・情報の交流が促進される中で、より広域的な視点で行政サービスを展開していく必要があります。

取り組みの方向

- 大規模災害、救急医療などの広域的な課題解決に向けた取り組みを進めます。
- ごみのリサイクルや図書館利用などの分野における行政サービスの広域連携を推進します。

<主要な取り組み>

- 北河内地域夜間救急体制の確保
- 北河内地域広域行政の推進
- 北河内4市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）によるごみの資源化の推進
- 図書館利用の広域連携の推進



枚方市民病院

第3節 男女の共同参画を進める

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、まちづくりなどを含めた、あらゆる社会活動に参画する機会を確保します。

1. あらゆる社会活動への男女共同参画を進める

今、求められていること

- 男女が共同して社会活動に参画するためには、男女双方の視点から、固定的な役割分担意識や社会制度・慣行を点検・是正する必要があります。あわせて、男女いずれか一方の参加が少ない社会活動の分野への参加の機会を拡大していくことも必要です。

取り組みの方向

- 行政施策における不適切な性差を再点検し、是正を進めます。
- 社会制度や慣行における不適切な性差を点検し、是正を進めます。
- 「男女共同参画社会」の実現に向けた仕組みを整備します。

<主要な取り組み>

- 女性のための相談体制の充実
- 男女共同参画に関する教育、学習の推進
- 男女共同参画計画の推進
- 男女共同参画推進条例の制定

2. 政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める

今、求められていること

- 男女共同参画社会を形成するためには、行政や社会の様々な分野における政策等の立案・決定・実行への男女共同参画を進める必要があります。

取り組みの方向

- 行政における政策などの立案・決定・実行への男女共同参画を進めます。
- 社会のあらゆる分野における計画の立案・決定・実行への男女共同参画を促進します。

<主要な取り組み>

- 市の女性職員の管理職登用の推進
- 審議会等における女性委員の参画の拡大



男女共生フロア ウィル

付属資料

- 資料 1 諮問書
- 資料 2 答申書
- 資料 3 枚方市総合計画審議会委員名簿
- 資料 4 枚方市総合計画審議会条例及び関係規則、規程
- 資料 5 第 4 次枚方市総合計画第 2 期基本計画策定の経過
- 資料 6 総合計画に係る分野別行政計画一覧
- 資料 7 長期財政の見通し～より安定した財政運営を進めるために～
- 資料 8 きらりひらかた市民会議
- 資料 9 用語説明

資料1 諮問書

企 画 第 19 号
平成 20 年 5 月 28 日

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎 様

枚方市長 竹内 脩

第4次枚方市総合計画の改定について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市総合計画審議会条例（昭和 58 年枚方市条例第 20 号）第 2 条及び枚方市総合計画の策定に関する規則（昭和 59 年枚方市規則第 32 号）第 3 条の規定に基づき、第 4 次枚方市総合計画の改定について貴審議会に諮問します。

資料2 答申書

平成 21 年 4 月 13 日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎

第 4 次枚方市総合計画の改定について（答申）

平成 20 年 5 月 28 日付け、企画第 19 号で諮問のありました第 4 次枚方市総合計画の改定について、「きらりひらかた市民会議」による施策提案や市民のご意見などもお聞きしながら、審議した結果、別添のとおり答申します。

(別紙)

第4次枚方市総合計画第2期基本計画の答申にあたって（意見）

枚方市総合計画審議会
会 長 新川 達郎

第4次枚方市総合計画第2期基本計画の審議の中で、次のような意見がありましたので、同計画の策定及びその施策の推進に際しては、参考としていただくようお願いいたします。

<第2期基本計画に対する意見>

1. 部門別計画について

(1) 「人と自然が共生する環境保全のまち」について

- 枚方市は、夏季には、非常に気温が上昇することから、ヒートアイランド対策として、蓄熱の放熱を減らす視点から、緑のじゅうたんを推進するなど、緑を増やす取り組みが必要である。
- 地球温暖化防止に向けた取り組みについて、電気の使用について無駄をなくすなどの啓発を進める必要がある。
- クリーンエネルギーの利用促進に向けて、太陽光や風力発電などの自然エネルギーの普及促進を進めるとともに、有効活用に関する施策を検討されたい。
- ごみの削減に向けて、レジ袋の有料化など、ごみの発生抑制に力を入れる必要がある。
- ごみのリサイクルについて、分別手法が正しく市民に伝わっていない部分があり、きめ細やかな啓発活動が必要である。
- 生活排水対策として、下水道への接続の促進が重要である。
- 自然環境の保全については、既存の里山や緑地の保全だけでなく新たに緑を増やす取り組みが必要である。
- 菱（池や沼に自生している水生植物で、桑に似た実をつける。）が今ではあまり見られないなど、自然が減ってきている中で、生態系を守る取り組みが必要である。

(2) 「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」について

- 市民における住まいの適切な管理を支援するに際して、市による支援は限定的な

ものとなる。

- 高齢化に伴う地域生活環境の基盤整備として、道路や施設のバリアフリー化の促進、コミュニティーバスの整備を図る必要がある。
- たばこのポイ捨てや犬のふんの防止に向けた啓発の強化が必要がある。
- 地域と行政の協働により、児童・生徒の登下校など、地域の安心・安全を確保し、住みよいまちづくりを進める必要がある。
- 集中豪雨などに対応するため、地域防災組織への支援を充実するなど、防災対策を強化する必要がある。
- 大規模災害に対応するため、消防力を強化する必要がある。
- 減災に向けた取り組みについては、日頃からの物の備えとともに人と人とのネットワークの構築が重要である。
- 安心、安全なまちづくりに向け、様々な犯罪防止に向けた対策や犯罪被害者への支援とともに、犯罪加害者の更正後の就職等の支援が必要である。
- 地産地消、農業の多面的利用、食育、子どもたちへの農業の教育などを行っている農協と連携し、農業関連のソフト面での施策を進めることが必要である。
- 農を守るため、担い手の育成・確保や農業法人の支援、耕作放棄地対策とともに、より積極的に食料自給率の向上と雇用の創出に取り組む必要がある。
- 地産地消の問題点として、普及には消費と生産をうまく結び付けるような仕組みが必要である。
- 地産地消や後継者確保など農業を推進するためには、まず、農地の確保が重要であり、行政による支援が必要である。
- 市内では、自転車が快適に走行できる道路は少ないことから、自転車道の整備が必要であり、また、あわせて自転車の走行ルールの啓発が必要である。
- LRTの必要性は十分認識するが、当面財政的なことを考慮すると市単独事業としては困難であり、交通事業者と協力しながら、市民参加で必要な地域にコミュニティーバスを運行させる必要がある。

(3) 「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」について

- 中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化法を参考に取り組みを進める必要がある。
- 昔、「三矢の夜市」という「市」が三矢地区であった。地域活性化のために、「市」を開いて人を呼んで活気をつけることも必要である。
- 枚方市は、朝鮮半島との関わりが深いといった特性を生かし、外国人留学生との連携などにより、枚方の魅力を国際的に情報発信すべきである。
- 文化遺産を保存・活用して、まちの魅力を高めることが重要である。また、文化

遺産を観光資源として活用して、財源確保につなげることも重要である。

- 「花と音楽のまちづくり」の実現に向けて、音楽団体への活動の支援が必要である。
- 枚方市では、産業が衰退してきており、大きな工場等の誘致を図っていくなど、地域の産業を育成することが重要である。
- 工業分野だけでなく、商業や農業分野についても地域産業の活性化に向けた取り組みが必要である。
- ものづくりの産業を育成する必要がある。
- 商工会議所が立ち上げる地域ポータルサイトと連携するなど、地域産業の情報発信に取り組む必要がある。
- 商業に関して、大型店と連携して、商店街と共存して、活性化につながる取り組みが必要である。
- 高齢者の利便性につながる地域に根ざした商業活動の育成に関する取り組みが必要である。
- 中小企業の支援や工業製品の地産地消に関する施策が必要である。
- コミュニティビジネスやソーシャルビジネス等に重点を置いた新しい形の産業をめざすことが必要である。
- 新規産業を創設し、雇用の促進を図ることが必要である。
- 国や府、商工会議所などと連携し、高校卒業者や大学卒業者が、きちんとした仕事を持って、家庭を持てるような状況をつくる必要がある。

(4)「健康で心豊かな自立と共生のまち」について

- 平和な社会の実現に向けては、戦争の悲惨さを伝える以外にも、なぜ戦争となったのかなど、自国の歴史を多面的に認識することも必要である。
- 市内の大学と連携しながら、多文化共生等を掲げて、国際都市をめざすことが重要である。
- 様々な国から枚方市に住む外国人が増えており、枚方市に住むにあたっての暮らしのガイド的な小冊子を作成する必要がある。
- 差別や暴力をなくし、人権を尊重するためには、教育の果たす役割は大きく、有効な取り組みが全ての学校で共有できるように、また、温度差が生じないようにする必要がある。
- 子どもの人権を大切にすることを明確に示す必要がある。
- 子どもや女性に対する暴力への対策については、加害者も被害者もつくりたくないという形をつくることが大切である。
- 子どもや女性に対する暴力を防止するため、相談窓口・体制の整備・充実に加え、

被害者支援をさらに充実させるためにシェルター等の設置を行う必要がある。また、加害者にも背景があり、加害者に対する更正プログラム、虐待親への支援プログラム等の実施にも取り組む必要がある。

- 女性から男性に対する暴力、高齢者に対する暴力など、様々な角度での暴力への対策を行う必要がある。
- 健康づくりのため、肥満だけではなく、高血圧やその他のリスクも含めて、総合的な予防対策が必要である。
- 内臓脂肪症候群や循環器疾患、がんなど、生活習慣病への取り組みを促進する必要がある。
- 食育の推進のため、教育委員会、関係団体等と協力・連携して取り組むことが必要である。
- 市民の主体的な健康づくり活動を推進するための人材の育成や関係団体とのネットワークの構築などを促進する必要がある。
- 喫煙対策を行う必要がある。
- 医療体制を強化するため、回復期のリハビリテーションが重要である。
- 医療については、市民病院の整備計画にあわせ、大学病院、その他病院、診療所とのネットワークを構築する必要がある。特に、小児科、産科、救急医療については、市内で完結できない場合は北河内圏域で対応する方向で検討する必要がある。
- 小児医療・周産期医療・救急医療等に関する課題については、市だけで解決できることと、広域的な医療圏として解決するものがあるが、重要な課題である。
- 現在、市民病院では、24時間365日の小児救急を行っており、継続して、この取り組みを行う必要がある。
- 市民病院の現状を考えると他市からの利用者と市民による利用との税負担の均衡についても検討する必要がある。
- 要介護高齢者の自立支援に向けた取り組みが必要である。
- 障害者就労支援は社会参加だけという印象があり、「雇用の確保」の視点で検討する必要がある。

(5)「ふれあい、学びあい、感動できるまち」について

- まちづくりを子どもの目線でわかりやすく考えていくこと、そして、子ども自身が成長することを支援することが重要である。また、行政が中心となり、大学等と連携していくことが重要である。
- 自他を生かす力をもつ子どもたちを育むため、子どもの人権条例の制定と子どもオンブズパーソン制度の構築が必要である。

- 倫理性や礼儀作法などの幼児教育が重要である。
- 基礎学力の向上とともに、生活リズムの向上など、豊かな人間性を育てるということも教育の大きな役割である。
- いじめや不登校の対策として、インターネットや携帯電話を利用したいじめの予防策とともに、いじめてしまった子どもたちへの教育が必要である。
- コミュニティスクールを実施する必要がある。
- 小学校の教育環境の整備に関しては、障害の有無に関係なく、一人ひとりの子どもたちが大切にされる環境を整備する必要がある。
- 軽度発達障害の児童・生徒など、助けが必要な子どもがいる教室に、退職した先生や地域のサポーターの常駐などの対策が必要である。
- 障害の有無に関係なく、子育て・子育て支援ができる地域社会を構築することが重要であり、障害のある子どもが地域から離れて遠くの学校に行かなくてもいいように、義務教育の間は、特に地域の小中学校における支援教育や教育環境の充実が必要である。
- 商店街の空き店舗を事務所として活用し、子育て支援や高齢者対策の拠点にできないか検討する必要がある。
- 多世代が子育てに関わる機会を創出することが重要である。
- 現在、中学校を卒業して以降の子どもたちをとりまく環境は、厳しいものがあるため、その対策として、インターネットの活用などへの働きかけなど、中学校を卒業して以降の子どもたちの居場所づくりにつながるような取り組みが必要である。
- 子どもに関する取り組みを総合的に担当する部署の設置などの仕組みづくりが必要である。
- 市民のスポーツ活動を充実するため、既存施設の有効活用や野球場の整備などが必要である。
- 歴史文化遺産の保存・活用のため、継続的な調査を行い、資源の活用や情報発信を行う必要がある。
- 歴史文化遺産を保存・活用するための市民の自主的な活動を支援する体制づくりが必要である。
- 歴史文化遺産やその資料の情報を広く発信するため、それらを展示する常設の展示コーナーの設置やホームページを充実する必要がある。
- 文化財の活用や地域の資源の活用のためには、市の文化財を十分に把握しておくことが重要である。

(6) 「みんなでつくる分権・市民参加のまち」について

- 市民参加のまちづくりを進めるため、住民自治基本条例や市民参加と市民協働に関する基本条例のような基本的なルールが必要である。また、具体的な取り組みとして、計画づくりや評価とともに、活動への参加が重要である。
- 地域による自主的な活動を活性化するためには、自治会活動の活性化やボランティアの支援が必要である。
- より効率的・効果的な行政経営を推進するために、指定管理者制度や市場化テストの活用など民間活力の導入が必要である。
- SWOT分析やバランス・スコアカードの手法を利用して、行政改革を進める必要がある。
- 既存のホストコンピュータの見直しを行う際には、まず、BPRを行う必要がある。
- 行政サービスの向上のため、行政手続きを申請型から告知型に変更したり、自治体コールセンターの設置を検討する必要がある。
- 審議会等への市民公募委員の増加に向けた取り組みが必要である。
- 男女共同参画社会をめざして、男性と女性の両方がしっかりと子育てを行ったり、社会や家庭で共に責任を担えるよう、取り組みを進める必要がある。
- 男女共同参画を進めるためには、男性は女性の特性を理解し、また、女性は男性の特性を理解するという相互理解が基本であり、男性には男性の特徴、個性があり、女性には女性の特徴、個性があり、この特徴、個性を、互いに、そして社会が認め、尊重し合うということが重要である。

2. 施策評価の考え方について

- 基本計画の評価では、市民の満足度や指標の数値化が必要である。
- 基本計画の進行管理は、市民参画により行う必要がある。
- 市民意識調査では、満足度と重要度をどちらも聞き、総合的に評価する必要がある。

資料3 枚方市総合計画審議会委員名簿(平成21年3月末現在)

(委員氏名は区分別・五十音順)

氏名	所属	区分
池上 典子	改革市民会議	市議会議員
小野 裕行	公明党議員団	
千葉 清司	自由民主党清和会	
西田 政充	民主市民議員団	
野口 光男	日本共産党議員団	
野村 生代	民主連合議員団	
前田 富枝	自由民主党議員団	
(副会長) 稲澤 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授	学識経験者
馬野 範雄	大阪教育大学教職教育研究開発センター 准教授	
加藤 司	大阪市立大学大学院経営学研究科 教授	
木多 彩子	摂南大学工学部 准教授	
佐古 和枝	関西外国語大学 国際言語学部 教授	
寺見 陽子	中部学院大学子ども学部長子ども家庭支援センター所 長人間福祉学部人間福祉研究科 教授	
(会長) 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	
橋本有理子	関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師	
花田真理子	大阪産業大学人間環境学研究科 教授	
南波 正宗	(財)大阪府保健医療財団 理事長	
市村 利彰	北河内農業協同組合 常務理事	各種団体
岩城 勝	北大阪商工会議所 専務理事	
奥野 正	枚方市コミュニティ連絡協議会 会長	
水嶋 忠雄	枚方市PTA協議会 会長	
三枝 寿夫	市民公募	市民公募
堀野 亘求	市民公募	
酒井 隆行	大阪府政策企画部企画室 課長	大阪府

資料4 枚方市総合計画審議会条例及び関係規則、規程（平成21年3月現在）

○枚方市総合計画審議会条例

昭和58年10月6日

条例第20号

枚方市総合建設計画審議会設置条例(昭和42年枚方市条例第29号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、枚方市総合計画の策定に関する重要事項について審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 第5条及び第6条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○枚方市総合計画の策定に関する規則

昭和59年7月16日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の基本的施策を総合的かつ体系的に示す総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する市政の基本的な計画をいう。
- (2) 基本構想 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想で本市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を体系的に示すおおむね10年間の計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した目標を達成するために必要な事業を具体的に示したおおむね3年間の計画をいう。

(策定)

第3条 基本構想及び基本計画は、別に定める策定組織で試案を策定した後、枚方市総合計画審議会に諮問し、その答申を経て市長が決定する。

2 実施計画は、基本計画に従い市長が決定する。

3 総合計画は、社会情勢の変化等により見直しすることがある。

(事務の担当)

第4条 総合計画の策定に関する事務は、企画財政部で行う。

(策定助言者等)

第5条 総合計画の策定に当たり、市長が必要と認めたときは、策定助言者等を置くことがある。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

○枚方市庁内委員会規程

平成 20 年 4 月 15 日

訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、本市における行政運営の効率的・効果的な執行に資するために、市長の補助機関たる職員（市長の事務を補助執行する職員等を含む。）で構成する合議制の組織（以下「庁内委員会」という。）の種類及び役割、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(庁内委員会の種類等)

第 2 条 庁内委員会の種類及び役割は、次の表のとおりとする。

種 類	役 割
検討委員会	行政課題等に関する調査、検討及び審議
推進委員会	行政施策等の推進に関する協議及び調整
審査委員会	個別事案等の審査

(庁内委員会の構成等)

第 3 条 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 庁内委員会を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、委員長及び副委員長については市長が定め、委員については委員長が指名する。

(本市が設置する庁内委員会)

第 4 条 本市が設置する庁内委員会の名称、目的、担当事務、所管部署等は、別表に定めるとおりとする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、庁内委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(招集手続)

第 6 条 庁内委員会の会議は、委員長が招集する。

(議長)

第 7 条 委員長は、庁内委員会の会議の議長となる。

(定足数等)

第 8 条 庁内委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員は、やむを得ず庁内委員会の会議に出席できないときは、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

(議事に係る決定方法)

第 9 条 庁内委員会の議事は、出席した者（委員長（第 5 条第 2 項の規定により委員長の職務を代行する場合における副委員長を含む。）である者を除く。）の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 11 条の規定により持ち回り会議を開催する場合においては、総構成員の 3 分の 2 以上で決する。

(市長への報告)

第 10 条 庁内委員会は、その担当事務について議事を取りまとめたときは、遅滞なく、その内容を市長に報告する。

(持ち回り会議)

第 11 条 委員長は、緊急の必要があり、庁内委員会の会議を招集する暇がないと認めるときは、議事の内容を記載した書面を回付する方法により、その会議を開催することができる。

(幹事会等の設置)

第 12 条 委員長は、庁内委員会の会議を円滑に行うために必要があると認めるときは、幹事会、部会その他の下部組織（以下「幹事会等」という。）を設けることができる。

2 幹事会等の担当事務、構成及び運営方法は、委員長が定める。

(資料要求等)

第 13 条 庁内委員会及び幹事会等は、その担当事務を処理するために必要があるときは、関係者、学識経験者等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第 14 条 委員長は、庁内委員会の議事について、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した者の職名及び氏名
- (3) 会議の概要又は要旨

(補則)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第 4 条関係）抜粋

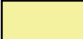
その 1 検討委員会

名 称	目 的	担 任 事 務	委 員 長	副 委 員 長	所 管 部 署
総 合 計 画 策 定 委 員 会	本市における総合計画の策定を円滑に進めるため。	(1) 基本構想及び基本計画の試案の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。	企 画 財 政 部 担 当 副 市 長	委 員 長 で な い 副 市 長	企 画 財 政 部 都 市 経 営 改 革 室 企 画 政 策 課

資料5 第4次枚方市総合計画第2期基本計画策定の経過

年 月		経 過	
		庁内策定手続き	審議会・市民参加手続き
平成 18 年	5 月	●第1回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	7 月	●第2回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	8 月		●市民意識調査 ・市内に在住する満20歳以上の5,000人を対象に実施(回答:2,865人、回答率57.3%)
	9 月		●学生アンケート ・市内の21の中学校及び9つの高等学校、6つの大学の生徒・学生3,514人を対象に実施(回答:2,985人、回答率:84.9%)
	11 月		●事業者・NPOアンケート ・市内で事業・活動を行っている事業者(200社)、NPO法人(86法人)を対象に実施(回答125件、回答率:43.7%) ●まちづくり講演会 ・テーマ「市民との協働によるまちづくり」
	12 月	●第3回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
平成 19 年	2 月	●第4回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	3 月		●第1回きらりひらかた市民会議
	5 月	●第5回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	12 月	●第6回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
平成 20 年	1 月		●第2回きらりひらかた市民会議
	3 月	枚方市人口推計調査報告書の作成	
	5 月	●第7回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第1回枚方市総合計画審議会 ・第4次枚方市総合計画の改定について諮問
	6 月		●第2回枚方市総合計画審議会 ・きらりひらかた市民会議による施策提案発表会 ●きらりひらかた市民会議の施策提案について、市民からの意見を募集
	7 月		●第3回枚方市総合計画審議会 ●第4回枚方市総合計画審議会
	8 月	●第8回枚方市総合計画基本計画策定委員会	
	9 月		●第5回枚方市総合計画審議会 ●第3回きらりひらかた市民会議
	10 月	●第9回枚方市総合計画基本計画策定委員会 ●第10回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第6回枚方市総合計画審議会
	11 月	●第11回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●第7回枚方市総合計画審議会
	12 月		●第8回枚方市総合計画審議会 ●第4次枚方市総合計画第2期基本計画(試案)について、パブリックコメントを実施
	平成 21 年	1 月	●第12回枚方市総合計画基本計画策定委員会
3 月			●第4次枚方市総合計画第2期基本計画(試案)についてのパブリックコメントの結果を公表(41件) ●第10回枚方市総合計画審議会
4 月		●第13回枚方市総合計画基本計画策定委員会	●総合計画審議会から答申

資料6 総合計画に係る分野別行政計画一覧

※一覧の網掛け部分  は、再掲された計画等を示しています。

第1章 人と自然が共生する環境保全のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市環境基本計画	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市地球温暖化対策地域推進計画	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
枚方市役所CO ₂ 削減プラン ～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
枚方市地域新エネルギービジョン	平成16年3月	
枚方市暑気対策指針	平成16年7月	
新・循環型社会構築のための枚方市一般 廃棄物減量及び適正処理基本計画	平成15年3月	平成15年度～平成25年度
北河内4市地域循環型社会形成推進地 域計画	平成18年3月	平成17年度～平成21年度
グリーンコンシューマー*行動推進指針	平成17年10月	
枚方市環境教育・環境学習推進指針	平成18年9月	
枚方市下水道整備計画	平成20年2月	平成19年度～平成28年度
枚方市生活排水処理基本計画 (一般廃棄物処理基本計画)	平成16年9月	平成16年度～平成24年度
枚方市水道ビジョン	平成19年8月	平成19年度～平成27年度
枚方市里山保全構想	平成16年11月	
枚方市里山保全基本計画	平成18年5月	平成18年度～平成27年度
氷室地域まちづくり構想	平成18年5月	
枚方市都市計画マスタープラン	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画	平成6年3月	
緑の基本計画	平成11年3月	平成11年度～平成37年度

第2章 やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市住宅・建築物耐震改修促進計画	平成20年5月	平成20年度～平成27年度
枚方市交通バリアフリー基本構想	平成17年3月	平成16年度～平成22年度
第2次枚方市まち美化計画	平成19年3月	平成19年度～平成22年度
枚方市地域防災計画	平成21年3月	
枚方市国民保護計画	平成20年1月	
枚方市京阪沿線（枚方市駅以南）まちづくり構想	平成20年3月	
枚方市総合都市交通体系	平成9年8月	
枚方市環境基本計画（再掲）	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市地球温暖化対策地域推進計画（再掲）	平成19年6月	平成19年度～平成24年度
氷室地域まちづくり構想（再掲）	平成18年5月	
枚方市都市計画マスタープラン（再掲）	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画（再掲）	平成6年3月	
枚方市下水道整備計画（再掲）	平成20年2月	平成19年度～平成28年度
枚方市水道ビジョン（再掲）	平成19年8月	平成19年度～平成27年度

第3章 魅力にあふれ、生き生きとしたまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市駅周辺整備基本構想	平成16年11月	
花と音楽のまちづくり推進指針	平成20年10月	
枚方市都市計画マスタープラン(再掲)	平成12年2月	
枚方市都市景観基本計画(再掲)	平成6年3月	
枚方市京阪沿線(枚方市駅以南)まちづくり構想(再掲)	平成20年3月	
枚方市環境基本計画(再掲)	平成13年2月	平成13年度～平成22年度
枚方市里山保全構想(再掲)	平成16年11月	
枚方市里山保全基本計画(再掲)	平成18年5月	平成18年度～平成27年度
氷室地域まちづくり構想(再掲)	平成18年5月	

第4章 健康で心豊かな自立と共生のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市人権教育・啓発基本計画	平成16年4月	
枚方市男女共同参画計画	平成13年3月	平成13年度～平成22年度
枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
枚方市食育推進計画	平成20年3月	平成20年度～平成24年度
新病院整備計画	平成19年11月	
市立枚方市民病院経営計画	平成19年3月	平成19年度～平成23年度
市立枚方市民病院改革プラン	平成21年3月	平成21年度～平成25年度
ひらかた高齢者保健福祉計画21	平成21年3月	平成21年度～平成23年度
ひらかた みんなで元気計画	平成17年3月	平成17年度～平成23年度
枚方市地域福祉計画	平成17年3月	平成17年度～平成21年度
枚方市障害者計画	平成16年3月	平成15年度～平成23年度
枚方市障害福祉計画	平成21年3月	平成21年度～平成23年度
ひとり親家庭等自立促進計画	平成18年3月	平成18年度～平成22年度
枚方市環境基本計画（再掲）	平成13年2月	平成13年度～平成22年度

第5章 ふれあい、学びあい、感動できるまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市新子ども育成計画	平成 17 年 3 月	平成 17 年度～平成 21 年度
枚方市子ども読書活動推進計画	平成 18 年 6 月	平成 18 年度～平成 22 年度
枚方市学校規模等適正化基本方針	平成 20 年 6 月	平成 20 年度～平成 25 年度
枚方市生涯学習推進基本計画	平成 21 年 3 月	平成 21 年度～平成 25 年度
枚方市生涯学習ビジョン	平成 15 年 3 月	
枚方市スポーツ振興ビジョン	平成 19 年 3 月	
枚方市環境基本計画（再掲）	平成 13 年 2 月	平成 13 年度～平成 22 年度
枚方市環境教育・環境学習推進指針（再掲）	平成 18 年 9 月	
花と音楽のまちづくり推進指針（再掲）	平成 20 年 10 月	

第6章 みんなでつくる分権・市民参加のまち

計画等の名称	策定日	期間
枚方市地域情報化実施計画	平成 14 年 3 月	平成 13 年度～平成 23 年度
長期財政の見通し ～より安定した財政運営を進めるために～	平成 21 年 2 月	平成 20 年度～平成 29 年度
枚方市構造改革アクションプラン 〔改定版〕	平成 20 年 10 月	平成 20 年度～平成 24 年度
人材育成型の「人事計画」	平成 17 年 3 月	
枚方市特定事業主行動計画	平成 17 年 4 月	平成 17 年度～平成 26 年度
枚方市環境基本計画（再掲）	平成 13 年 2 月	平成 13 年度～平成 22 年度
枚方市男女共同参画計画（再掲）	平成 13 年 3 月	平成 13 年度～平成 22 年度

資料7 長期財政の見通し～より安定した財政運営を進めるために～

※平成 21 年 2 月策定

I. 収支見通しの作成にあたって

アメリカ発の金融危機は、平成 20 年 9 月以降、急速に世界的な経済不況へと拡大し、我が国においても企業の経営状況や雇用情勢が悪化し国内消費も低迷するなど、本市においても社会情勢、経済情勢の変化は、かつてないほど急激かつ厳しいものとなっています。こうしたなか、これからも市民サービスを安定して提供していくためには、健全な財政運営が一層重要となります。また、本市独自の課題である、新病院や総合文化施設の整備についても、財政面からその実現可能性を明らかにしていく必要があります。

本市では、平成 19 年 3 月に「長期財政の見通し」を策定しましたが、その後は、社会経済情勢の変化に応じて見通しのローリングを行っていくこととしています。

今回は、前述の世界的な経済不況の影響などにより、基幹収入である市税収入が大きく減少する見込みとなるなど、大きな情勢変化が見られたため、収支見通しの見直しを行うものです。

II. 収支見通しの基本的な考え方

1. 財政運営における基本姿勢

本市では、平成 19 年 3 月に策定した「長期財政の見通し」で示した次の 3 つを財政運営における基本姿勢としています。今後も引き続き、これらの基本姿勢を踏襲することとして収支見通しを作成しています。

●財政構造の弾力性の向上

経済変動や地域社会の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政構造の確立を目指します。

●財政運営の堅実性の確保

堅実な財政運営により、収支均衡を図ることを基本とします。

●人口減少を見据えた次世代の負担軽減

人口の減少や働く世代の減少が予想されるなか、次世代を担う子どもたちに財政面での過度な負担を残すことのないよう、新たな事業の実施にあたっては、その必要性とともに財政面における将来負担についても十分精査していきます。

2. 今後の財政運営上の指標

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」では、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの指標について早期健全化基準や再生基準を定め、いずれかの基準を超えた場合には、財政健全化計画または財政再生計画を定めなければならないとされています。

本市では、これらの指標が、いずれの基準も超えることのないよう計画的な財政運営を行っていくことはもちろんのこと、類似団体との比較においても適正な水準となるよう努めていきます。また、これまでから用いてきた経常収支比率、市税収入に対する人件費の割合、社会資本の後世代負担比率などの指標についても注意を払いながら財政の弾力性を保ち、後世代への負担にも配慮した財政運営を進めていきます。

3. 収支見通しの算定期間及び対象会計

収支の見通しは普通会計を対象とし、算定期間は、平成 20 年度を基準年度として平成 29 年度までの 10 年間としています。

III. 各費目の試算方法について

各費目の試算において前提となる地方財政制度や社会保障制度などについては、今後、大幅な制度改正が行われる可能性があります。現時点で収支見通しに反映させることは困難なため、現行制度を基本とし、すでに決定している制度変更などについては可能な限り反映させることとしました。

また、行政改革の取り組みについては、「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」を中心とした取り組みを着実に進めることとし、平成 22 年度から 24 年度の 3 年間で各年度 1 億円ずつ効果額を見込んでいます。

各年度の試算方法については、平成 20 年度は作成時点における決算見込み額を算出し、平成 21 年度は当初予算額をベースにその後の不用見込額等を加味して算出しています。

平成 22 年度以降の各費目の試算方法は、下記のとおりです。

1. 歳入について

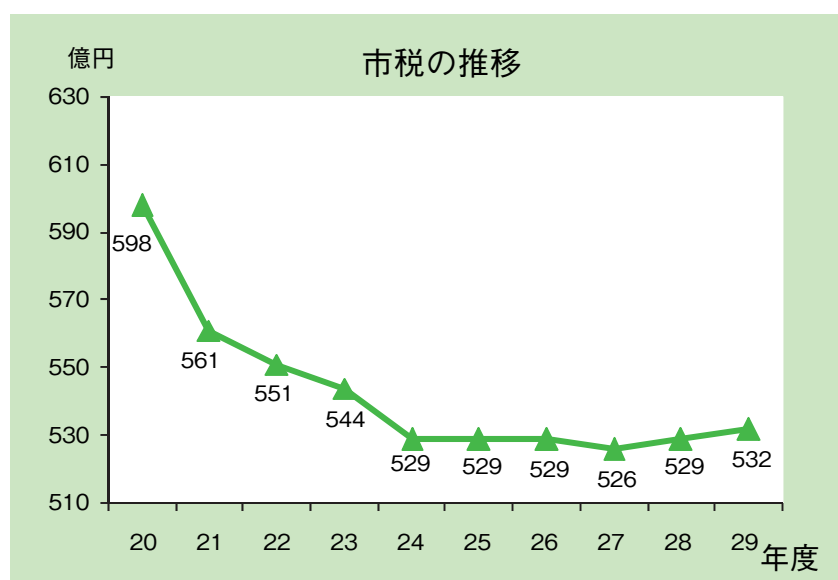
(1) 市 税

市税は、ベースとなる今後の経済成長率を平成 23 年度までは 0%、平成 24 年度以降は 1%として算出しています。

また、個人市民税における納税義務者数は、高齢化の進展や団塊の世代の退職などにより、平成 20 年度以降、期間を通じて減少するものとし、法人市民税における法人数については、平成 23 年度まで減少すると見込んでいます。

固定資産税については、平成 21 年度、24 年度、27 年度に評価替えの影響を反映させています。

こうしたことから、市税全体では、平成 24 年度まで減少し、その後は、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。



(2) 市 債

総合文化施設 P F I 事業や新たな投資的事業に対する起債額を積み上げ、公社健全化に伴う公共用地先行取得債を加えて算出しています。

また、現行の地方財政制度においては、地方交付税の交付団体では市税の増減分の一定割合を地方交付税と臨時財政対策債を増減させることで収支の均衡を図ることとされています。昨年度までは、市税現年度分の増減額は基本的に地方交付税に影響させていましたが、平成 21 年度の地方財政対策で地方税の減少分の大部分が臨時財政対策債で措置されることとされたことを受け、今年度から、市税現年度分の 75%相当額の 1/2 を臨時財政対策債で見込んでいます。

(3) その他

その他の項目のうち、地方交付税については、臨時財政対策債と同様に市税現年度分の増減額の75%相当額の1/2を反映させました。

国庫支出金及び府支出金は、扶助費や投資的経費など、対象事務事業の歳出に連動し、一定割合で見込んでいます。

地方譲与税及び交付金については、21年度予算額をもとに一定額を見込み、売却可能資産の積極的な処分などによる収入等についても一定額を見込んでいます。

また、退職手当基金や減債基金、財政調整基金などの基金繰入金についても各年度で見込んでいます。

財政調整基金残高の推移

(百万円)

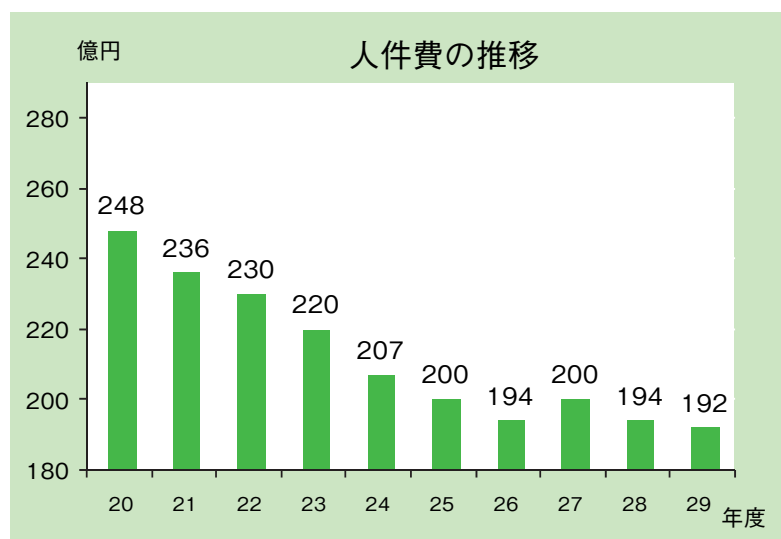
年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
残 高	1,705	1,720	1,869	2,044	2,375	2,493	2,922	2,505	2,175	1,675

2. 歳出について

(1) 人件費

平成20年10月に策定した「構造改革アクションプラン【改定版】」では、平成18年3月に策定した「構造改革アクションプラン」に掲げた平成16年4月1日から平成25年4月1日までに普通会計の職員数700人程度の削減目標について、引き続き取り組みを進めることとしています。そのため、退職者数と採用者数について、構造改革アクションプランに基づく職員数の減少を見込み、人件費を算出しています。また、給料の定期昇給率は、期間を通じて1%としています。

こうしたことから、人件費は平成20年度以降もおおむね減少を続けるものと見込んでいますが、27年度は退職者数の増加が見込まれるため、前年度に比べ3.1%増となっています。



(2) 扶助費

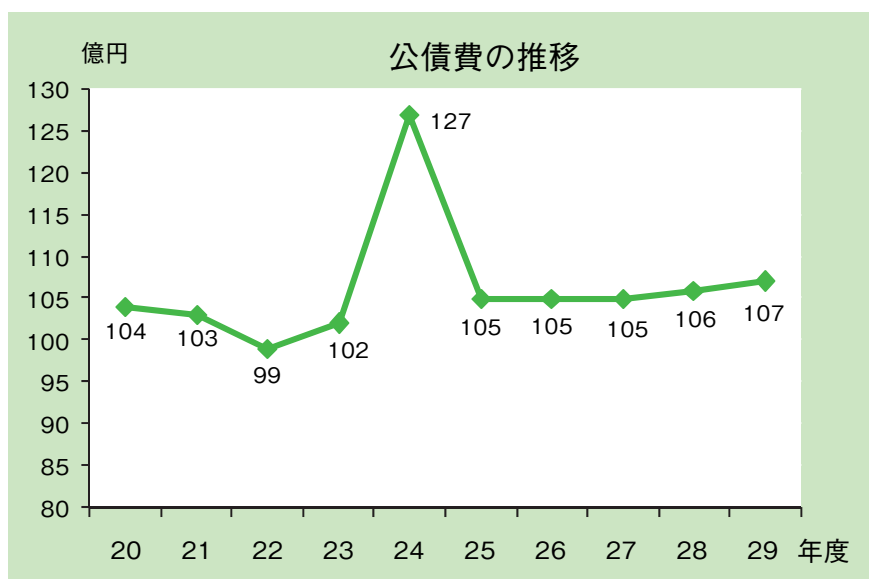
扶助費については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」による平成 18～27 年度までの将来予測を参考に、29 年度まで毎年一定率で伸びていくものとして見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については、既発債に係る元利償還金のほか、平成 20 年度以降の新発債について、金利 2%、3 年据置 15 年償還の条件で算出した元利償還金を見込んでいます。

なお、平成 24 年度に公債費が大きく増加していますが、これは総合文化施設 P F I 事業において、既発債の借り換えを行うことを想定しているためです。

地方債残高は、公社経営健全化による起債等の発行や前述のとおり臨時財政対策債の発行が多くなる見込みであることから、期間を通じて 1000 億円を超える見込みとなっています。また、平成 26 年度に地方債残高が大きく増加していますが、これは総合文化施設 P F I 事業の建設工事に係る起債発行を想定しているためです。その後は投資的経費 50 億円をベースとして償還額を上回らないよう新発債の抑制に努めることにより、減少傾向をたどっていくと見込んでいます。



地方債残高の推移

(百万円)

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地方債残高	100,128	99,379	101,276	100,361	102,629	101,393	106,206	104,796	103,298	101,566
臨時財政対策債	26,463	30,103	33,954	37,855	41,939	45,796	49,284	52,589	55,486	57,984
その他	73,665	69,276	67,322	62,506	60,690	55,597	56,922	52,207	47,812	43,582

(4) 投資的事業

投資的事業については、総合文化施設PFI事業のほか、各年度、新病院整備事業に関する繰出金と牧野駅東地区再開発特別会計への繰出金とを合わせて概ね 50 億円程度を基本に事業費及び事業費に対する財源を算出しています。

なお、今後の見込みの中で、平成 22 年度と 26 年度に 50 億円を超える事業費となっていますが、これは公社経営健全化のための用地取得や総合文化施設PFI事業の実施を想定しているためです。

総合文化施設PFI事業の事業費及びその財源は、次の通りです。

●総合文化施設PFI事業

新町 2 丁目地区（ラポールひらかた横）に、総合文化施設を整備する事業で、整備手法については、民間の資金と技術力を活用する「PFI方式」の採用を検討しています。

事業費及び実施時期の詳細については、今後の経済情勢や財政状況を踏まえて、引き続き検討していくこととしていますが、今回の収支見通しでは事業費総額を 158 億円、平成 24 年度に用地の買い戻し、平成 25 年度に工事着手することを前提に試算を行っています。

<今後 10 年間の事業費>

(単位：百万円)

年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
各年度の事業内容					用地買 戻経費	公債費 (工事 着手)	建設工 事費及 び公債 費	公債費、PFI 割賦料及び維 持管理経費等		
事 業 費	—	—	—	—	7,500	—	5,680	—	—	—
公 債 費 等	—	—	—	—	—	366	366	1,043	1,043	1,043
財 源	起 債	—	—	—	5,500	—	5,680	—	—	—
	基金繰入	—	—	—	2,000	—	—	—	—	—
	一般財源	—	—	—	—	—	366	366	1,043	1,043

(5) 補助費等

補助費には、病院事業や水道事業に対する繰出金、消防組合に対する負担金、各種団体に対する補助金などが含まれます。

収支見通しでは、以下の通り新病院の整備に関する繰出金を見込んでいます。

●新病院整備事業

老朽化した市民病院の建替えを行う事業で、現在の市民病院の東側に新たな用地を確保して新たに建設する計画です。今回の収支見通しでは、用地購入費を含めた整備費用を 181 億円、事業着手を平成 21 年度からとして試算を行っています。

＜今後 10 年間の経費負担額＞

(単位：百万円)

年 度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
各年度の 事業内容		基本設 計等の 1/2	用地購入に係る公債費の全額と病院建設に係る公債費等の 1/2							
普通会計の 負担額	—	52	35	121	145	321	182	593	600	632
財源 一般財源	—	52	35	121	145	321	182	593	600	632

(6) 繰出金

各特別会計への繰出金は、過去の実績等を踏まえ、個別に算出しています。

下水道特別会計への繰出金については、経営健全化により人件費をはじめとする経費削減を着実に進めていくことにより、基準外繰出しの見直しを行うこととしています。

介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」による平成 18～27 年度までの将来予測を参考に、毎年度一定の伸びを見込んでいます。また、老人保健特別会計へは平成 22 年度まで、自動車駐車場特別会計へは平成 25 年度まで、牧野駅東地区再開発特別会計へは平成 23 年度まで、それぞれ繰出金を見込んでいます。

(7) その他

その他の項目のうち、物件費については、今後の物価上昇分として毎年 0.5%の増加を見込んでいます。

維持補修費については、施設の老朽化が進んでいることから、毎年 2%の増加を見込み、積立金などについては過去の決算額を元に算出しています。

IV. 長期財政収支の見通し

項目 \ 年度	平成 18年度 (決算)	平成 19年度 (決算)	平成 20年度 (決算見込)	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
歳入総額	1,130	1,120	1,089	1,033	1,039	1,007
市税収入	560	608	598	561	551	544
市債	105	95	84	74	102	77
その他	465	417	407	398	386	386
歳出総額	1,116	1,109	1,078	1,026	1,034	1,002
義務的経費	588	609	598	589	584	581
人件費	253	263	248	236	230	220
扶助費	223	234	246	250	255	259
公債費	112	112	104	103	99	102
投資的経費	160	128	105	63	72	44
補助費等	103	106	103	103	104	105
繰出金	143	142	145	144	146	144
その他	122	124	127	127	128	128

行革(追加)効果額	—	—	—	—	1	2
実質収支	10	9	7	7	6	7
単年度収支	6	▲ 1	▲ 2	0	▲ 1	1

※平成18年度の実質収支は、歳入歳出差引額14億円－繰越財源4億円で10億円となり、平成19年度は、歳入歳出差引額11億円－繰越財源2億円で9億円となりました。

※平成20年度の実質収支(見込)は、歳入歳出差引額11億円－繰越財源4億円で7億円となる見込みです。

(単位：億円)

項目 \ 年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
歳入総額	1,075	1,008	1,063	1,014	1,003	1,007
市税収入	529	529	529	526	529	532
市債	134	78	134	76	76	75
その他	412	401	400	412	398	400
歳出総額	1,068	1,000	1,054	1,016	1,011	1,020
義務的経費	598	574	572	584	583	588
人件費	207	200	194	200	194	192
扶助費	264	269	273	279	283	289
公債費	127	105	105	105	106	107
投資的経費	49	47	105	46	46	45
補助費等	153	106	103	110	109	110
繰出金	138	139	140	139	140	140
その他	130	134	134	137	133	137

行革（追加）効果額	3	3	3	3	3	3
実質収支	10	11	12	1	▲ 5	▲ 10
単年度収支	3	1	1	▲ 11	▲ 6	▲ 5

※「行革（追加）効果額」欄の金額は、枚方市構造改革アクションプラン【改定版】に掲げた取り組みのうち人件費分を除く効果額です。

資料8 きらりひらかた市民会議

1. 設置目的 きらりひらかた市民会議は、第4次枚方市総合計画基本計画の改定に際し、将来必要な施策提案（まちづくりプラン）を行う市民団体を募集し、相互の意見交換会などを実施して作成したまちづくりプランを総合計画審議会へ報告することを目的に設置しました。

2. 会議経過

年 月 日	内 容
平成 18 年 10 月 2 日	市民団体募集の開始
平成 18 年 11 月 29 日	講演会 ・テーマ「市民との協働によるまちづくり」
平成 19 年 3 月 19 日	第 1 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプランの作成に向けての意見交換
平成 20 年 1 月 31 日	第 2 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプランの紹介及び意見交換
平成 20 年 6 月 15 日	第 2 回総合計画審議会 ・まちづくりプランの発表会
平成 20 年 6 月 15 日 ～7 月 22 日	まちづくりプランに対する市民からの意見募集
平成 20 年 9 月 8 日	第 3 回きらりひらかた市民会議 ・まちづくりプラン」についての意見交換

3. 市民団体とまちづくりプラン

団体名	施策テーマ／施策概要
NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議 【自然環境・まちづくりチーム】	「魅力あふれる生き生きとしたまち」
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市域に残された貴重な森林・樹林・樹木を保存するとともに、緑を増やすために植樹活動を行う。 ● 自然景観、市街地景観の保護・維持・発展・創造をすすめるため、「景観づくり市民会議」を立ち上げ、地域コミュニティーと連携を図りながら、市民参加による景観の保護・維持・発展・創造をめざしていく。 ● 地域の自然・歴史的文化的遺産の保全と活用の手立てを構築し、もって地域の自然と歴史を生かした潤いと魅力ある活気に満ちたまちづくりを進める。

団体名	施策テーマ／施策概要
<p>尊延寺の自然を守る会</p>	<p>「里山を活かしたまちづくり」 (命を大切にす文化を育てるまちへ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の育成として、市内大学等との協働による竹の新たな活用の研究や、ロハスの体験型宿泊施設、畜産団地を活用した地産地消に取り組む。 ● 市民参加で森林療法にも効果的な里山の再生のフィールド(活動)を展開する。また、野生動物を一時的に保護するための施設を設ける。
<p>NPO法人 ひらかた環境ネットワーク会議 【公共交通チーム】</p>	<p>「ひとにやさしく安全な交通体系をつくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前児童から高齢者までの対象に応じた交通安全教育(バスを題材とした環境教育、自転車安全教育(チャリンコチャンピオン)など)を実施する。 ● 駅前、商業、住宅地における公共交通利用の促進及び、カーシェアリング*やサイクル&バスライドシステムの構築を図る。 ● バスタウンマップなどバスの利用しやすい条件整備を行うとともに、モビリティ・マネジメント、交通需要マネジメントなどを実施する。 ● 河川敷などを利用した幹線自転車道や自歩道の拡張、レンタサイクルシステムの整備を行う。また、放置自転車削減や資源の有効利用を図るため自転車のリサイクル施策を実施する。 ● マイカー優先社会からの脱皮宣言、バス専用レーンの設定、交通規制の見直し、樟葉駅北ロータリーへの一般車の誘導と樟葉駅南ロータリーへの一般車の流入抑制、公共交通利用促進策(公共交通利用者に割引券を渡すエコショッピングなど)を実施する。 ● 樟葉地域において、市民の森をはじめとした歴史文化財資源の利活用、民間企業、市民、行政のネットワークによる公共交通の利用促進、樟葉駅まち空間の利活用、樟葉駅周辺のバリアフリーの推進を実施する。
<p>枚方 LRT 推進会</p>	<p>「枚方にも市民の足としてLRTを」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東西交通路線に中量鉄軌道としてのLRTを導入することによって、慢性的な渋滞緩和をはかることが可能となる。 ● 枚方市では、枚方市駅への自動車・バス交通等が一極集中型となっており、現交通システムの変革が求められている。自動車を気にすることなく自由に歩き回ることの出来る公共空間の創出を要する。LRTを活用したトランジットモールは、こうした空間創出を可能とする。 ● デザイン性に優れたバリアフリーのLRT交通システムは、都市のイメージアップに貢献し都市の魅力を形成する。LRTは、都市のシンボルとして機能する。

団体名	施策テーマ／施策概要
枚方宿地区まちづくり協議会	<p>「地域の歴史を生かし人が集まる魅力的なまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民、行政、商工会など地域を構成する様々な主体や学識経験者、NPO 団体の参加により組織されたまちづくり会社を設立し、街なみ整備やイベント、情報発信などを行う。 ● シンボリックな施設（歴史資料館や市民の集会機能、訪れる人のための休息所機能を持ち、集客性をもった魅力的な店舗を誘致。）を整備する。 ● 町家や空き地、空き店舗の対策として、これらを有効に活用する事業を実施する。 ● 地域の自然、歴史、文化資源を効果的に活用したイベントを実施し、枚方宿の歴史・文化を内外に情報発信し、街の魅力や賑わいを創出する。
NPO法人 ひらかた地域通貨ひらりの会	<p>「地域通貨ひらりによるまちづくりプラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● “ちょっとしたお手伝い”を通じて希薄になった人と人とのつながりを醸成し、「元気な地域づくり」を目指す。 ● 保有する資源・地域通貨ひらりは、それ自体を目的とするのではなく手段として活用することによって、「まちづくり」の多様な場面で効果的に貢献できる。 ● “ちょっとしたお手伝い”やボランティア活動のお礼に使われた「ひらり」を協賛小売店の販売促進ツールとして活用することによって商店街の活性化効果をあげる。
NPO法人 りりあん	<p>「【子どもの人権擁護・救済システム】のある街に！」～子どもの人権オンブズパーソン～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オンブズパーソン室に相談担当者を設置し、川西市のように気軽に相談ができる機能を持たせる。また、市で行っている市民相談を集約する機能を持たせる。 ● 相談内容を福祉保健に限定せず幅広く受け入れていくオンブズパーソン制度に機能を拡大する。 ● 子どもの声を「聴く」、「対話する場をつくる」ための活動をする
NPO法人 ひらかた市民活動支援センター	<p>「NPO クラスタで、みんながわくわくするまち創りを！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学や高校で自由にボランティア・NPO活動ができる「ひらかた学生コンソーシアム」を設立できるように支援を行う。 ● NPO のインキュベーション施設の創設と拡充、NPO 運営のための専門的コンサルタント集団づくり、NPO や市民活動をしている方々の企画が評価されるようなアワードの設立、NPO 基金の設立と有効な活用の仕組みの確立と実践を行う。 ● ボランティア・NPO・コミュニティなどとの連携やネットワークの整備を図ることや、連絡システムを共有化することで、ネットワークを通じて市民活動をやりたい人を結びつけたり、活動をさらに深めたり、広げることが可能になる。 ● まちづくりを行う上で、コミュニティ・NPO・教育機関・企業・行政がブドウの房のように一同に会し、お互いがパートナーとして、得意な部分を活かし、苦手な部分を補完しあえるようにする。

団体名	施策テーマ／施策概要
NPO法人 ふれあいネットひ らかた	<p>「子育てしやすいまち“ひらかた”を目指して」 ～食育をテーマにした子育て支援～</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の公共施設を使って料理室を備えた食育の拠点を設け、いつでも誰でも勉強ができる環境を整備する。さらには男女を問わず、お年寄りまでを対象に、年代や目的に合わせた料理教室、食育講座、栄養や健康相談などを行う。 ● 市がすすめる地域子育て支援拠点事業により、「食育推進」を目的とした拠点を新たに整備し、専門的な知識を持ったスタッフにより料理教室、親子クッキング、食育講座、栄養相談などを行い、食育を身近なこととして、子育て中の親に伝える。
NPO法人 ひらかた環境ネッ トワーク会議 【環境教育サポー トチーム】	<p>「コミュニティの環境保全活動の点検見直しツールの作成と活用実践」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティにおける環境保全活動のマネジメントを促進する具体的手法として、PDCAサイクルを実現するツールの開発および普及を図る。

資料9 用語説明(五十音順)

※ページ数については、最初に用語を記載しているところを示しています。

用 語	説 明
I S O14001 →P14	国際標準化機構（International Organization for standardization）で制定した環境管理に関する一連の国際規格である I S O14000 シリーズのひとつで、環境マネジメントシステムに関する規格である。組織が環境に関する方針及び環境目的・目標を策定し、これに基づいた環境マネジメントプログラムを策定することによって継続的改善を行うことができるように要求事項を定めている。組織の環境マネジメントシステムが I S O14001 の要求事項に適合しているかについて審査登録機関の審査を受けて、合格すれば認証が与えられ認定機関に登録される。
I C T（情報通信技術） →P81	情報や通信に関する技術の総称（Information and Communication Technology）である。日本では I T（Information Technology（情報技術））が普及していたが、国際的には I C T が一般的で、総務省の「I T 政策大綱」が平成 16 年から「I C T 政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。
アダプトプログラム →P48	アダプト（adopt）とは「養子にする」という意味である。昭和 60 年に米国テキサス州の道路清掃・美化活動で導入されたのが始まりで、道路の一定区間や公共施設等の一部を「養子」とみなし、これを市民・企業・団体などが「里親」となって維持管理に関する「養子縁組」を結び、責任を持って実施していくというプログラムである。
アメニティ →P59	快適で魅力ある生活環境という意味である。自然環境から歴史環境に至る環境全体を総合的にとらえ、全体としての快適性を追求しようというところに特徴がある。
エコアクション 21 →P42	環境省が主体となって普及を進めている環境マネジメントシステム。要求事項や費用などにおいて、環境マネジメントシステムの世界標準とされる I S O14001 ほどハードルが高くなく、中小企業などにも取り組みやすくなっている。平成 16 年 10 月より、認証・登録制度もスタートした。
エコライフ →P42	日常生活の中で、何気ない行動が環境に影響を及ぼしていることを理解し、一人ひとりが地球環境のことを考え、環境にやさしい生活を心がけることを示している。
N P O（NonProfit Organization） →P5	福祉、環境、国際支援、まちづくりなどの分野で、「自発的に」「利益のためでなく」「社会に貢献する」活動をしている団体の略である。平成 10 年に日本にも N P O 法（特定非営利活動促進法）が施行され、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体に、法人格を取得する道が開かれた。
L R T（Light Rail Transit） →P54	ハイテク路面電車、スーパー市電、高速路面電車などの次世代路面電車の総称である。従来の路面電車の進化型。軽量車体ながら路面のみならず地下、高架も走行でき、郊外では専用化された軌道を高速走行する近代的な車両を使用する。

用語	説明
オゾン層 →P25	<p>成層圏にあるオゾン量の多い領域のことをオゾン層という。オゾン層は、紫外線の大部分を吸収しているが、オゾン層が、フロンなどにより破壊されていることが明らかになっている。このオゾン層の破壊が進むことで、地上に達する有害な紫外線が増加し、皮膚がんの増加や生態系への影響が問題となっている。</p>
カーシェアリング →P119	<p>1台の自動車を複数の利用者が共同で利用する自動車の新しい利用形態のことである。利用者は自ら自動車を所有せず、管理団体の会員となり、必要なときにその団体の自動車を借りるという、会員制レンタカーのようなシステムである。</p>
救命救急センター →P5	<p>第2次救急病院で対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を総合的に提供できる医療機関をいう。</p>
協働 →P18	<p>市民・事業者と行政が、地域の公共的課題を解決するという共通の目的を実現するため、互いの特性や主体性を認識・尊重し合い、役割と責任を分担しながら連携・協力を図ることをいう。 本計画では、行政が実施すべき領域において、市民・事業者等とともに取り組む場合は、「連携、協力」と表記し、区別して用いている。</p>
グリーンコンシューマー →P104	<p>環境に負荷の少ない商品やサービスを購入するなど、環境に配慮した消費者のことである。</p>
健全化判断比率 →P13	<p>地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められたもの。 平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められた4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のことをいい、地方公共団体は毎年、当該指標を監査委員の審査に付した上、議会に報告するとともに住民に対して公表することが義務付けられている。</p>
建築協定 →P48	<p>一定区域の住民の方々が、建築基準法で定められた制限を高めるルール作りを行い、お互いに守りあっていくことを約束する制度である。建築協定を結ぶには、区域内の土地所有者等の全員の合意が必要である。</p>
コーホート要因法 →P7	<p>ある男女・年齢別人口を基準人口として、これに将来の出生率、生残率、純移動率、出生性比の4つの要因について仮定値をあてはめて将来人口を計算する方法である。 国立社会保障人口問題研究所において、日本の将来人口を推計する際にも使用されている。</p>
コミュニティバス →P54	<p>通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称である。自治体の支援を受けて導入されることが多い。</p>
コミュニティビジネス →P16	<p>地域課題の解消に向けて、行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民が主体となって起業し、ビジネスの手法を活用しつつ、有償で行う事業活動で、地域の需要対応型の小規模ビジネスのことである。</p>

用 語	説 明
コンプライアンス →P81	<p>通常、法令遵守と訳されるが、法規範を守るだけでなく、社会良識や社会のルールを遵守することも含む用語として用いている。さらには法精神の体現まで求められるようになっている。</p>
サイクル&バスライド →P54	<p>自動車利用からバス利用へ誘導させるため、市街地の外縁部のバス停付近に自転車駐車を整備するなどにより、バス利用者の利便性を向上させるシステムである。</p>
財政再建準用団体 →P10	<p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行される以前は、地方公共団体の財政再建は「地方財政再建促進特別措置法」を準用して行われていた。この法律では赤字比率（＝実質収支赤字÷標準財政規模）が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、財政再建準用団体とされ、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できないとされていた。</p>
酸性雨 →P25	<p>酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などから生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い雨、霧、雪、ガス及び粒子状（エアロゾル）の形態で沈着するものをいう。</p>
実質赤字比率 →P13	<p>赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。一般会計等（本市では、一般会計及び土地取得特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策が必要となり、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなる。</p>
実質公債費比率 →P13	<p>元利償還金等の額を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの。一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率で表される。この比率が高くなるほど、赤字団体に転落する可能性が高くなる。</p>
実質収支 →P10	<p>地方自治体において、各年度の歳入総額と歳出総額の差額である形式収支から、継続費や繰越明許費に必要な翌年度に繰り越すべき一般財源を差し引いたもの。この実質収支が黒字の場合、黒字団体といい、赤字になると赤字団体という。</p>
市民福祉の最大化 →P84	<p>地方自治法第1条第2項で定められた「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という地方自治体の役割を踏まえ、その考え方を要約して用いている。</p>
将来負担比率 →P13	<p>地方債の償還や将来支払う可能性のある費用について、現時点での残高の程度を指標化したもの。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で表される。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫される問題が生じる可能性が高くなる。</p>

用 語	説 明
食育 →P68	「食」は、生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する判断力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てることをいう。
スマートライフ →P41	4R(リフューズ(無駄にごみとなるものは断る)・リデュース(ごみが出ないようにする)・リユース(できるだけ繰り返し使う)・リサイクル(資源として再生利用する))の取り組みを通して、資源を無駄にしないなど、ごみを減らし、環境にやさしい生活を心がけることを示す。
第2次救急病院 →P5	救急隊による搬送や初期救急医療機関から搬送される入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する医療機関をいう。
地球温暖化 →P25	化石燃料の大量使用などに伴って排出量が増えた二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、気温が上昇することである。
地区計画 →P48	良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区単位で道路・公園等の配置や建築物の形態等を都市計画で定め、良好な市街地環境の形成や保全を図ろうとする手法をいう。
低炭素社会 →P25	地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出する経済活動や生活様式を見直し、私たちが出す温室効果ガスの量を地球が自然に吸収できる範囲内に収めるとともに、生活の豊かさを実感できる社会のことをいう。
TDM(交通需要マネジメント) →P54	Transportation Demand Management の略である。道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の平準化など交通需要の調整を図る施策をいう。
DV(ドメスティック・バイオレンス) →P16	配偶者(事実婚を含む)・恋人など親密な関係にある(あった)者からの身体的・精神的、性的、社会的又は経済的暴力をいう。被害者は多くの場合、女性である。
特別支援教育 →P17	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点で、適切な指導及び必要な支援を行う教育をいう。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
特例市 →P3	地方分権を推進するため、人口20万人以上の市からの申出に基づき、福祉、衛生、まちづくり等で、都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、16法律20項目の事務権限を委譲する制度。全国で平成20年4月1日現在、43市の特例市がある。

用 語	説 明
農業振興地域 →P56	農業の振興を図る区域を明らかにして、これを保全するとともに、農業投資を集中することにより、優良農地の確保と農業の振興を図ろうとするもの。
ノーマライゼーション →P71	障害者が、一般社会の中で普通に生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方である。
パブリックコメント →P82	市の基本的な施策の決定（特に、重要な施策については、その構想の取りまとめ、または検討の着手）にあたり、それらの趣旨、目的、内容等を広く公表し、それらに対する市民等からの意見及び情報の提供を受け、その概要並びに採否及びその理由等を公表する一連の手続をいう。
バリアフリー →P15	障害のある人もない人も、高齢者も若者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、障害者・高齢者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁、障害、不便）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方をいう。一般的に「バリアフリー化」とは、主として建築物等の段差解消など物理的環境整備を指すことが多い。
ヒートアイランド →P40	大都市圏における都市化の進展に伴う、建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱増加等により、都市中心部の気温が郊外より高くなる現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。
B P R（ビジネスプロセス・リエンジニアリング） →P84	ビジネスプロセス・リエンジニアリング（business process reengineering）の略である。既存の組織や業務の流れを抜本的に見直し、業務分担、業務フロー、情報システムを再設計（リエンジニアリング）するという考え、または業務改革の手法をいう。
枚方市学校版環境マネジメントシステム →P14	市内の全公立小中学校と幼稚園を対象に、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むため、平成18年度から実施している市独自の環境マネジメントシステムのこと。計画、活動の実施、活動状況の点検及び活動全体の見直しの「P D C Aサイクル」を基本としている。
福祉オンブズパーソン制度 →P66	市の提供する福祉保健サービスを利用している方が、そのサービスに不満や苦情があるとき、第3者機関である福祉保健サービス苦情調整委員が、公正中立な立場で、市に対して、意見表明やサービス内容の是正勧告、あるいは制度改善の提言を行う制度のこと。
ベンチャー企業 →P16	新技術や高度な知識を軸に創造的、革新的な経営を行う企業をいう。
メタボリックシンドローム →P68	内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質代謝異常、血圧高値の3項の内、2項以上が該当している状態をいう。

用語	説明
<p>MM（モビリティ・マネジメント）</p> <p>→P54</p>	<p>モビリティ・マネジメント（Mobility Management）の略である。一人ひとりのモビリティ（移動）や個々の組織・地域のモビリティが、望ましい方向に自発的に変化することを期待するものであり、コミュニケーションの中で、公共交通への行動転換意識を高めていくものである。</p>
<p>遊休農地</p> <p>→P50</p>	<p>現在、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。</p>
<p>ユニバーサル・デザイン</p> <p>→P47</p>	<p>障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人々が暮らしやすいように、商品、建物、環境をデザインすること。ユニバーサル・デザインはバリアフリーをさらに進めて、施設建設や商品開発にあたり、はじめからできる限りすべての人が利用できるようにしていこうとする考え方。</p>
<p>レガシーシステム</p> <p>→P84</p>	<p>主に大型汎用電子計算機システムのことを指す。これまで、大量かつ定型的な業務を一括処理してきたが、維持費用が高額で、長年の改修によりプログラムが複雑になり年々維持管理・運用が困難になったことから、古い前時代的なシステムという意味で「レガシーシステム」と呼ばれている。</p>
<p>連結実質赤字比率</p> <p>→P13</p>	<p>公営企業を含む地方公共団体全体における赤字を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。一般会計等を対象とする実質赤字比率とは異なり、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で表される。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）</p> <p>→P64</p>	<p>老若男女誰もが、人生の段階に応じて、仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。</p>